

令和 5 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 5(2023) 年 6 月
大阪芸術大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準1. 使命・目的等	8
基準2. 学生	14
基準3. 教育課程	36
基準4. 教員・職員	49
基準5. 経営・管理と財務	62
基準6. 内部質保証	74
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準A-1. 短期大学の特色を活かした社会貢献・地域連携	79
基準A-2. 研究成果（卒業作品）の社会への発信	81
V. 特記事項	85
VI. 法令等の遵守状況一覧	86
VII. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	93

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

大阪芸術大学短期大学部の開学は昭和 26（1951）年である。開学当初は浪速外国語短期大学として設置認可され、開設学科も英語科第 1 部の 1 学科から始まった。その後、昭和 29（1954）年に保育科第 1 部・第 2 部を増設し、校名を浪速短期大学に変更した。平成 12（2000）年に浪速短期大学から大阪芸術大学短期大学部に名称変更を行い現在に至っている。

開学にあたって学校法人塚本学院創設者である塚本英世が述べた教育に対する考え方が、建学の精神として以後の本学を形成する基本理念として機能している。

建学の精神及び教育理念は次に示すとおりである。

建学の精神

「大阪芸術大学短期大学部は、日本国憲法の精神に則り、私学の本分を尽くし、世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的とする。

また、広く知識を求めて学術の研究に励み、専門的技術の習熟に努め、もって心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」

教育理念

戦後、私学の先達たちは、焦土と混乱の中にあって、教育こそ新しい民主国家や自由で明るい社会を建設する原動力であるという認識のもと、さまざまな教育機関を創設していく。その中の一人が、本学の創設者塚本英世である。溢れる情熱と不撓不屈の精神をもって、今日の塚本学院、大阪芸術大学グループを築き上げた。

本学は、1945 年（昭和 20 年）に創設された平野英学塾を起源とする。その後 1946 年浪速外国語学校、1949 年 浪速外国語専門学校、1951 年 浪速外国語短期大学、1954 年浪速短期大学となり、2000 年に大阪芸術大学短期大学部と校名変更して今日に至っている。

建学の精神を反映した本学の教育理念は、次の 5 つの柱からなっている。

1. 人間尊重の精神

創設者塚本英世は、「人の心に愛を産みつけることのできる教育」をめざした。この人間尊重の精神は、青空子ども会、青い鳥幼稚園、そして幼児教育への取り組みへと受け継がれ発展してきた。

2. 外国語教育と国際化への視座

戦後の英語教育の重要性が、本学創設の原点である。外国語を学ぶことを通じて、世界の文化、歴史、社会への理解を深めるとともに、国際交流を精力的に推進している。

3. 実学と学問の有用化

社会に貢献できる人間を育成するために、時代の変化に伴って、本学の学科は増設されてきた。各学科においては、一般教養による人格の陶冶とともに、専門教育による有用な知識や技術の習熟をめざしている。

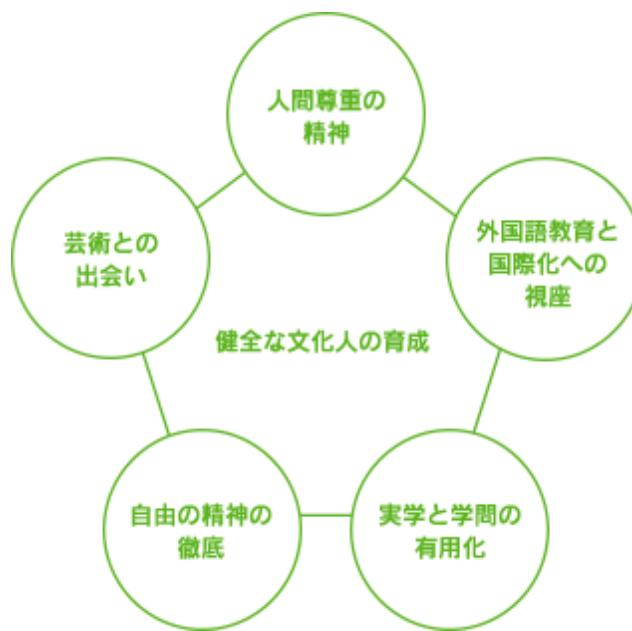
4. 自由の精神の徹底

自由の精神を徹底することにより、豊かな創造力をのばすとともに、明るく活発で進取の気性旺盛なスクールカラーを生み出している。

5. 芸術との出会い

芸術教育及びその実践を通し、既成の価値観を乗り越える創造性を奨励するとともに、感性と理性との調和した豊かな人間性の涵養を図っている。

教育理念の 5 つの柱



2. 本学の使命・目的

教育目的

本学の教育目的は、学則第1条及び通信教育部規程第1条に次のとおり規定されている。

大阪芸術大学短期大学部学則

第1条 本大学は学校教育法に則り保育、デザイン美術、メディア・芸術に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程

第1条 大阪芸術大学短期大学部学則第4条の2に基づき、本教育部は主として通信によって学校教育法に則り一般教養と密接な関係を保ちつつ広く保育に関する理論と実際を教授研究し、以て実社会に貢献し得る人物並びに有為なる幼稚園教諭及び保育事業に従事する人物を養成すると共に円満なる人格を涵養し、健全なる民主主義精神を鼓吹することを以って目的とする。

短期大学設置基準第2条(教育研究上の目的)に基づき、また「建学の精神」「教育理念」「教育目的」を踏まえて各学科の教育目的(人材養成目的)を定めて運用している。

各学科の教育目的(人材養成目的)

大阪芸術大学短期大学部学則第1条の2

各学科の人材養成目的は次のとおりとする。

保育学科・通信教育部保育学科

愛をはぐくむ保育者の具体像として、実践力のある、課題解決能力を身につけた保育士及び幼稚園教諭の人材養成を教育目的とする。

メディア・芸術学科

社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材養成を教育目的とする。

デザイン美術学科

時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えたクリエーターの人材養成を教育目的とする。

3. 本学の個性・特色

本学は、保育学科、デザイン美術学科、メディア・芸術学科の3学科12コースを擁する全国でも珍しい学問領域をもった総合芸術短期大学である。

キャンパスは、大阪学舎と伊丹学舎の2つあり、大阪学舎は保育学科、伊丹学舎はデザイン美術学科とメディア・芸術学科を設置している。

各学科・コースの授業では経験豊富なプロフェッショナルが教鞭を執り、少人数制の授業を展開している。多彩な分野の専門家(教員)と学生たちが集まる場所で、学科・コ

スの垣根を越えたコラボレーションが生まれ、価値観や専門性の異なる学生たちが切磋琢磨することで、キャンパス内で多様な感性が日々育まれている。「学びの目標」であり、かつ、「学びの成果」を社会に発信する展覧会やコンサート、ミュージカル、子どもとふれ合うキッズイベントなど、実践の機会も多く用意している。豊かな環境を活かし、将来の目標を探しつつ、実現に向けて取組める短期大学である。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大阪芸術大学短期大学部は、昭和 20 (1945) 年、初代学長塚本英世が平野英学塾を設立したことに始まる。平野英学塾は後に、浪速外国語学校、浪速外国語短期大学、浪速短期大学（現 大阪芸術大学短期大学部）へと発展する。

短期大学部の開学は昭和 26 (1951) 年 4 月 1 日である。当初は浪速外国語短期大学として設置認可され、英語科第 1 部を開設し、外国語を中心に教育を展開した。その後、幼児教育への取組みとして、昭和 27 (1952) 年に大阪幼稚園教員養成所を設置したことを契機に教員養成所が発展し、附属幼稚園（現 松ヶ鼻幼稚園）の開設と並行して、昭和 29 (1954) 年には保育科（現 保育学科）第 1 部・第 2 部を増設するに至った。

保育科の増設に伴い英語科と保育科を有する短期大学となり、名称も「浪速外国語短期大学」から「浪速短期大学」に変更された。

保育・幼児教育の中から美術教育、並びに音楽教育への機運が高まり、昭和 32 (1957) 年の大坂美術学校の開校、昭和 35 (1960) 年の浪速短期大学デザイン美術科（現 デザイン美術学科）及び広報（マス・コミュニケーション）科（現 メディア・芸術学科）の設置へ至る。これらは戦後の関西美術・デザイン・メディアの大物、新進気鋭の作家等を教員として迎え、産業界の期待に応えるべく、関西の美術、デザイン教育をリードし多数の人材を生み出した。この美術、デザイン教育への注力を集約して、昭和 39 (1964) 年には大阪府南河内郡河南町において浪速芸術大学を設置し、2 年後の昭和 41 (1966) 年に大阪芸術大学と名称変更した。近年では大学院、通信教育部が設置されるなど、日本最大級の総合芸術大学として、幾多の有為な人材を輩出している。

また、短期大学では、昭和 61 (1986) 年に兵庫県伊丹市に伊丹学舎を新たに開設。デザイン美術科及び広報科を移転し、現在の大阪学舎と伊丹学舎の 2 つのキャンパスを有することとなった。平成 12 (2000) 年に浪速短期大学から大阪芸術大学短期大学部へと名称変更を行い現在に至っている。

法人の沿革

年	事 項
昭和 20 (1945)	平野英学塾を開設（昭和 21 年 3 月 31 日迄）
昭和 21 (1946)	財団法人浪速外国語学校（3 年制）を創立、平野英学塾を発展的解消
昭和 24 (1949)	浪速外国語学校（各種学校）に改称
昭和 26 (1951)	学校法人浪速外語学院を設立
昭和 27 (1952)	大阪幼稚園教員養成所を設置（昭和 29 年 3 月 31 日迄）
昭和 28 (1953)	浪速外国語短期大学附属幼稚園（松ヶ鼻）を設置
昭和 32 (1957)	大阪美術学校（各種学校）を設置
昭和 33 (1958)	浪速短期大学附属照ヶ丘幼稚園を設置
昭和 39 (1964)	浪速芸術大学（芸術学部美術学科・デザイン学科）を設置
昭和 41 (1966)	学校法人浪速外語学院を学校法人塚本学院に改称 浪速芸術大学を大阪芸術大学に校名変更
昭和 43 (1968)	浪速短期大学附属金剛幼稚園を設置
昭和 44 (1969)	大阪音楽センターを設置
昭和 45 (1970)	大阪芸術センターを設置
昭和 47 (1972)	大阪音楽専門学校（各種学校）を設置
昭和 48 (1973)	大阪芸術大学芸術専攻科 5 専攻を設置
昭和 53 (1978)	大阪音楽専門学校（各種学校）を大阪芸術大学附属大阪音楽学校（各種学校）に改称
昭和 56 (1981)	大阪美術学校（各種学校）を大阪芸術大学附属大阪美術専門学校（専修学校）として設置 塚本英世記念館芸術情報センターを設置
昭和 57 (1982)	大阪芸術大学・浪速短期大学附属泉北幼稚園を設置
昭和 58 (1983)	浪速外国語学校を廃止
昭和 60 (1985)	塚本学院大阪芸術大学御岳高原研修センターを設置
昭和 62 (1987)	大阪芸術大学附属大阪音楽学校（各種学校）を廃止 学校法人塚本学院白浜研修センターを設置
平成 4 (1992)	学校法人塚本学院菅平研修センターを設置
平成 5 (1993)	大阪芸術大学大学院芸術文化研究科（修士課程）を設置
平成 7 (1995)	大阪芸術大学大学院芸術文化研究科（博士課程）を設置
平成 9 (1997)	大阪芸術大学大学院芸術制作研究科（修士課程）を設置
平成 13 (2001)	大阪芸術大学通信教育部芸術学部を設置
平成 14 (2002)	大阪芸術大学博物館を設置
平成 17 (2005)	大阪芸術大学大学院芸術文化研究科博士課程（前期・後期）及び芸術制作研究科修士課程を大阪芸術大学大学院芸術研究科博士課程（前期・後期）に改組転換
平成 20 (2008)	大阪芸術大学ほたるまちキャンパスを開設
平成 26 (2014)	大阪芸術大学スカイキャンパスを開設

大阪芸術大学短期大学部の沿革

年	事 項
昭和 26 (1951)	浪速外国語短期大学英語科第 1 部を開学
昭和 28 (1953)	英語科第 2 部を増設
昭和 29 (1954)	保育科第 1 部・第 2 部を増設。大阪幼稚園教員養成所を発展的解消。 浪速外国語短期大学を浪速短期大学に改称
昭和 30 (1955)	通信教育部保育科を開設
昭和 35 (1960)	広報科、デザイン美術科・第 1 部・第 2 部を増設
昭和 37 (1962)	専攻科デザイン美術専攻第 1 部・第 2 部を設置 商業科第 1 部・第 2 部を増設
昭和 38 (1963)	通信教育部に広報科・デザイン美術科を増設
昭和 53 (1978)	英語科、商業科、広報科及びデザイン美術科の第 2 部を廃止
昭和 61 (1986)	広報科、デザイン美術科を伊丹学舎へ位置変更。
平成 12 (2000)	浪速短期大学を大阪芸術大学短期大学部に名称変更 英語科を英米文化学科に、保育科第 1 部を保育学科第 1 部に、保育科第 2 部を保育学科第 2 部に、商業科を商業学科に、広報科を広報学科に、デザイン美術科をデザイン美術学科に、通信教育部保育科を通信教育部保育学科に、通信教育部広報科を通信教育部広報学科に、通信教育部デザイン美術科を通信教育部デザイン美術学科に名称変更
平成 15 (2003)	専攻科保育専攻を設置 大学評価・学位授与機構より学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号） 第 6 条第 1 項に規定する専攻科としての認定を受ける。
平成 17 (2005)	商業学科を経営デザイン学科に名称変更
平成 22 (2010)	経営デザイン学科をビジネス学科に、広報学科をメディア・芸術学科に名称変更。専攻科保育専攻学生募集停止
平成 23 (2011)	保育学科第 2 部学生募集停止。通信教育部広報学科学生募集停止 専攻科保育専攻廃止 伊丹学舎に芸術ホール竣工
平成 25 (2013)	ビジネス学科学生募集停止
平成 26 (2014)	保育学科第 2 部廃止 保育学科第 1 部を保育学科に名称変更
平成 27 (2015)	専攻科デザイン美術専攻学生募集停止
平成 29 (2017)	ビジネス学科廃止
平成 30 (2018)	専攻科デザイン美術専攻廃止。通信教育部広報学科廃止 英米文化学科学生募集停止。通信教育部デザイン美術学科学生募集停止
令和 4 (2022)	英米文化学科廃止。通信教育部デザイン美術学科廃止

2. 本学の現況

- ・短期大学名 大阪芸術大学短期大学部
- ・所在地 大阪学舎 大阪府大阪市東住吉区矢田2丁目14番19号
伊丹学舎 兵庫県伊丹市荒牧4丁目8番70号
- ・学科構成 保育学科
デザイン美術学科
メディア・芸術学科
通信教育部保育学科

- ・学生数、教員数、職員数（令和5年5月1日現在）

学生数

学科	入学定員	収容定員	在学生数
保育学科	100人	200人	119人
デザイン美術学科	160人	320人	389人
メディア・芸術学科	160人	320人	264人
計	420人	840人	772人

通信教育部

学科（コース）	入学定員	編入学定員	収容定員	在学生数
保育学科	100人	50人	700人	255人
保育学科（幼稚園コース）	0人	0人	300人	283人
計	100人	50人	1,000人	538人

※保育学科（幼稚園コース）は令和5年度より募集停止

教員数

学科、その他の組織	専任教員数					助手
	教授	准教授	講師	助教	計	
保育学科	6人	3人	2人	0人	11人	0人
デザイン美術学科	8人	10人	1人	0人	19人	0人
メディア・芸術学科	14人	1人	1人	0人	16人	0人
教養課程	4人	0人	1人	0人	5人	0人
通信教育部保育学科	9人	1人	7人	0人	17人	0人
合 計	41人	15人	12人	0人	68人	0人

職員数

正職員	嘱託	パート・アルバイト含	派遣	計
19人	7人	34人	0人	60人

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、学則第1条及び通信教育部規程第1条に定めている。この教育目的是本学の教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として規定されており、学則第1条の2では、各学科の教育目的(人材養成目的)について次のとおり定めている。

本学の使命・目的は具体的かつ明確に定められ適切に運用している。

表 1-1-1 大阪芸術大学短期大学部学則

(短期大学部の目的)

第1条 本大学は学校教育法に則り保育、デザイン美術、メディア・芸術に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

表 1-1-2 大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程

(通信教育部の目的)

第1条 大阪芸術大学短期大学部学則第4条の2に基づき、本教育部は主として通信によって学校教育法に則り一般教養と密接な関係を保ちつつ広く保育に関する理論と実際を教授研究し、以て実社会に貢献し得る人物並びに有為なる幼稚園教諭及び保育事業に従事する人物を養成すると共に円満なる人格を涵養し、健全なる民主主義精神を鼓吹することを以て目的とする。

表 1-1-3 各学科の教育目的（人材養成目的）

第1条の2 各学科の人材養成目的は次のとおりとする。

保育学科・通信教育部保育学科

愛をはぐくむ保育者の具体像として、実践力のある、課題解決能力を身につけ

た保育士及び幼稚園教諭の人材養成を教育目的とする。

メディア・芸術学科

社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材養成を教育目的とする。

デザイン美術学科

時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えたクリエーターの人材養成を教育目的とする。

<エビデンス集・資料編>

【資料 1-1-1】大阪芸術大学短期大学部学則

【資料 1-1-2】大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程

【資料 1-1-3】大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024

【資料 1-1-4】げいたん 2024 大阪芸術大学短期大学部 入学案内 メディア・芸術学科
デザイン美術学科

【資料 1-1-5】大阪芸術大学短期大学部通信教育部 保育学科 入学案内 2023・2023 年度
学生募集要項

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、前述のとおり学則及び通信教育部規程の第1条において明確に定められており、学科別に整理したものとして、学則第1条の2において「各学科の教育目的（人材養成目的）」を規定している。使命・目的、人材養成目的のいずれについても平易かつ簡潔に文章化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、建学の精神を基とした教育理念において「人間尊重の精神」「外国語教育と国際化への視座」「実学と学問の有用化」「自由の精神の徹底」「芸術との出会い」の5つを掲げている。この5項目は、学院創設者の教育に対する考え方を教育理念としてまとめたものであり、開学以来、教育研究活動の推進において文字どおり精神的支柱として堅持されてきた。この教育理念を推進するべく構築された本学は、短期大学における多様な学びに対応可能な「総合芸術短期大学」であり、本学の存在そのものが個性・特色を表しているといえる。

1-1-④ 変化への対応

高等教育をめぐる政策や社会状況の変化によって、本学を取り巻く環境が開学当初とは大きく異なってきている。建学の精神及び大学の使命・目的の運用にあたっては、それらの語句を教育活動にそのまま当てはめるのではなく、建学の精神に込められた価値を時代的あるいは社会的な状況に照らして検証・整理し、教育活動として実践している。

また、社会情勢や教育環境の変化に機敏に対応できるよう、教育課程（カリキュラム）の改定等、定期的・継続的に図られている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学の「教育目的」「各学科の教育目的（人材養成目的）」は、創設時の「建学の精神」「教育理念」を継承しつつも、短期大学への社会からの要請や期待を鑑みながら、社会の発展を見据え、「教育目的」「各学科の教育目的（人材養成目的）」を時代に合った表現、より理解されやすい表現へと改善に努めていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、使命・目的及び教育目的をはじめとする規程や規則、方針等の策定にあたっては、各部署等の起案者から提出される規程案について、常務会にて発議がなされ、その後、学長はじめ専任教員で組織される教授会において審議、承認の手続きによって教職員の理解と支持が得られている。また、教授会での承認事項は、最高意思決定機関である理事会にも報告がなされ、役員の承認、理解と支持が得られるよう意思決定の仕組みが整えられている。

1-2-② 学内外への周知

本学の「建学の精神」「教育理念」「教育目的（学則第1条）」「各学科の教育目標（学則第1条の2）」、三つのポリシーは、入学案内、ウェブサイトや学生便覧に掲載し周知している。学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報の公開、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成の状況に関する情報公開についてもウェブサイトにおいて掲載し周知を図っている。

また、通信教育部の学生に対しても、「建学の精神」「教育理念」を入学案内や学生のしおり、ウェブサイトに掲載し周知を図っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 1-2-1】建学の精神・教育目的・教育理念・三つのポリシー「学生便覧 2023」P4-7

【資料 1-2-2】建学の精神・教育目的・教育理念・三つのポリシー「学生のしおり 2023 年度入学生対象」P3

【資料 1-2-3】建学の精神・教育目的・教育理念・三つのポリシー：短期大学部ウェブサイト

【資料 1-2-4】建学の精神・教育理念・三つのポリシー：通信教育部ウェブサイト

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神及び教育理念を踏まえた使命・目的を果たすために、学院創立 80 周年となる 2025 年に向けた中期構想として次の 9 つのビジョンを令和 2 (2020) 年度に策定し、ウェブサイトに明示している。

表 1-2-1 大阪芸術大学短期大学部のビジョン 2025

ビジョン 1
保育学科では、愛をはぐくむ保育者の育成を目指し、豊かな人間性と感性を養う教育を実践しています。4 園の附属幼稚園を備え日常的に子どもたちにふれあえる環境のもと、音楽や造形、表現など情操教育に比重を置いた総合芸術大学ならではの教育の強化に取り組みます。
ビジョン 2
大阪芸術大学グループとして海外の芸術系大学と姉妹校提携を結び、海外セミナーや交流作品展等を実施しています。グローバル化や価値観の多様化に対応するべく国際交流活動を促進し、多種多様な文化や価値観に接する機会を通して、国際的視野の醸成に資する学びのさらなる充実を図ります。
ビジョン 3
「学」と「芸」を融合し、その成果を積極的に発信できる場が多い本学の魅力をさらに増幅させます。演奏会や作品展等の催しや企画をいっそう充実させ、本学で磨いた表現力や技術力を実践的に発表する場を拡充します。また産官学が連携するプロジェクトを推奨し、地域や社会に貢献できる人材を育成します。
ビジョン 4
既成概念に捉われることのない、自由度と柔軟性の高い教育の維持・発展を目指します。社会的秩序やルールの遵守、他者に対する理解など全人的教育を前提に、学生たちが自らの夢や未来に向けて自己実現を図れるよう、一人ひとりの個性と可能性を伸長する教育カリキュラムや、自主的な学びの発揚を促す取り組みをさらに拡充します。
ビジョン 5
学内外でのコンサートや展覧会等、幅広いジャンルの芸術に触れる機会の充実を図ります。また学生同士が刺激しあい、融合しながら創造力を育めるよう、コースや学科を超えたコラボレーション、学外との協同プロジェクト等を実施するとともに、個々の独創性を尊重するきめ細やかなサポート体制を深化させます。
ビジョン 6
大阪学舎では保育学科の模擬乳児保育室や工作室、伊丹学舎では芸術系学科の芸術ホールや展示室、テレビスタジオ等、専門的な学びに特化した実習施設を有しております、今後も最新の映像音響機材などニーズに対応する先端設備を導入して教育環境の向上に努めます。耐震補強工事や老朽化施設の改修工事を順次実施し、学生がより安心して快適に学べる環境の整備を図るとともに、LED 照明の導入や学内緑化などエコキャンパス化と環境保全を推進します。
ビジョン 7
保育および多岐の芸術領域をカバーする総合芸術大学の短期大学部として、専門性の高い教員や実務経験豊富な教員など各分野の先端で活躍する人材を多数配置しています。今後さらに充実した教育を実践するため継続的に適正な人材を確保し、教員の年齢構成や教育の活性化も考慮しながら人材採用および配置の最適化を進めます。
ビジョン 8
学びの意欲をサポートするため多彩な奨学金制度を実施しており、経済的支援を求める学生の要望により幅広く柔軟に応えるべく、制度の見直しや最適化に取り組みます。職員と学生との密接なコミュニケーションで健康相談・心的相談・生活相談などの支援にもきめ細かく対応し、さらなるサポートの充実を目指して学生相談室の運営体制の見直しや整備も進めます。

ビジョン 9

入学時の早い段階から就職・キャリア支援プログラムを作成し、就職および進路に対するサポート活動を展開しています。学生一人ひとりの資質や希望を尊重しながら、個人面接やガイダンス、セミナー、4年制大学への編入学指導、また保育学科では幼稚園・保育所・施設への就職に向けた様々な支援を実施しており、社会状況と学生の要望に応じたさらなる見直しと強化を行います。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学のディプロマ・ポリシーは、「建学の精神を体现し、教育者、クリエーター、そして心身ともに健全な社会人として社会に貢献しうる能力を学修していること」を求めてい。カリキュラム・ポリシーならびにアドミッション・ポリシーは、このディプロマ・ポリシーの内容を踏まえその実現に向けて策定されており、使命・目的は適切に三つのポリシーに反映され、建学の精神に基づく五つの教育理念と強く結びついた内容となっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の精神及び教育目的を達成するため、3学科（保育学科、デザイン美術学科、メディア・芸術学科）及び通信教育部保育学科を設置している。各学科の全てに効果的な教育が期待できる適切な教員を配置し、教育研究組織を構成している。教学部門に係る運営組織としての「教授会」「自己点検実施委員会」「教務委員会」「入試委員会」「ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下 FD 委員会という。）」などの組織を設置し適切な運営を行い、教育目的等と教育研究組織の構成は整合性を保っている。本学の教育研究組織は次に示すとおりである。

表 1-2-2 教育組織・教育課程編成（令和 5 年 5 月 1 日現在）

学科	開設年度	コース	備考
保育学科	昭和 29		
デザイン美術学科	昭和 35	グラフィックデザイン・イラストレーション、アニメーション・デジタルデザイン・ゲーム、空間演出デザイン、絵画・版画、アートサイエンス、工芸・立体デザイン、キャラクター・マンガ・フィギュア	
メディア・芸術学科	昭和 35	メディア（ライティング・編集・取材ウェブ、広告、放送、映像）、舞台芸術（身体表現、舞台制作）、ポピュラー音楽、声優、ポピュラーダンス	平成 22 年度 広報学科から名称変更

通信教育部

学科	開設年度	コース（専攻）	備考
保育学科	昭和 30	幼稚園、保育	

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神や使命・目的及び教育目的についてさらに有効性のあるものにするべく、社会の変化や要請をふまえ、適切な教育研究活動の実践に向けて、学内の運営組織である「内部質保証委員会」をはじめ、「自己点検実施委員会」「教授会」「FD 委員会」「教務委員会」「入試委員会」等において見直しを図っていく。

[基準1の自己評価]

本学では、「建学の精神」「教育理念」を踏まえた「教育目的」を学則に定めている。建学の精神を基とした教育理念は教育課程に反映され、学科別の教育目的（学科別の人材養成目的）も学則において学科の特色を形成する大きな根本精神となっている。また、三つのポリシーについては「建学の精神」「教育理念」「教育目標」を反映し、学科別の三つのポリシーについては「教育目的」等と学科の個性・特色を反映させた内容となっている。また、学校教育法第108条、および短期大学設置基準第2条に照らして、短期大学として適切な目的を掲げている。

教育研究組織の構成は「教育目的」等との整合性を保ち、教育課程においては実技・実習・演習を中心とした実学教育を適切に設定し、それらに根ざした教育を今日まで一貫して実践し、具現化してきた。

理事会と学長並びに教育職員と事務職員の協力関係が適正であり、両者の理解と支持が保たれており、教育研究組織の構成と整合性を保ち、時代の変化に対応して運営している。

また、建学の精神・教育理念は大学運営の根幹を為し、大学を構成する関係者への周知徹底が極めて重要であると認識し、本学の使命・目的は「建学の精神」「教育理念」「教育目的」としてウェブサイトや学生便覧等により学内外へ、明確かつ具体的に、簡素な文書で適切に周知している。

以上のことから、本学は基準1を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受け入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づいて定めており、入学案内、ウェブサイトで明示するほか、入試ガイドにも記載している。オープンキャンパスや進学説明会にて直接説明するほか、高校訪問等で周知に努めている。また在学生には学生便覧への掲載や新入生ガイダンス、フレッシュマンキャンプなどの機会に周知している。通信教育部は入学案内、学生のしおりに掲載している。

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー

保育学科・通信教育部保育学科
・将来幼児教育・保育に携わることを目標としている人物
・幼児教育・保育に関する専門知識や技術を高めることを目指している人物
・豊かな人間性を育み、常に研究心を持って学業に専念する人物
デザイン美術学科
・芸術文化に対して幅広い興味、深い関心、強い好奇心を持っている人物
・表現に対する強い意欲を持っている人物
・自ら課題を見出し、解決しようとする意欲を持っている人物
・基礎的な学力や造形力、柔軟な思考力を持っている人物
メディア・芸術学科
・メディア・芸術に対して幅広い興味、深い関心、強い好奇心を持っている人物
・メディア・芸術への表現に対する強い意欲を持っている人物
・自ら課題を見出し、解決しようとする意欲を持っている人物
・基礎的な学力や創造力、柔軟な思考力を持っている人物

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-1】 大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024

【資料 2-1-2】 げいたん 2024 大阪芸術大学短期大学部 入学案内 メディア・芸術学科
デザイン美術学科

【資料 2-1-3】 大阪芸術大学短期大学部 入試ガイド 2024

【資料 2-1-4】 大阪芸術大学短期大学部通信教育部 保育学科 入学案内 2023・2023 年度

学生募集要項

【資料 2-1-5】学生便覧 2023 短期大学部

【資料 2-1-6】学生のしおり 2023 年度入学生対象 通信教育部

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに基づいて「入試ガイド」を作成し、それに基づいて公正かつ多様な形態を取り入れて適切に入学者選抜試験を行っている。入学者選抜試験の内容や方法は学長、各学科長、教養課程主任教授、事務局長、事務室入試担当課長で構成される入試委員会で毎年適切に見直しが図られている。また合否判定は入試委員会で審議した上で教授会を経て学長が決定している。

総合型選抜入学試験（1期～4期）

アドミッション・ポリシーに基づいて小論文・口頭試問・調査書により選考している。口頭試問では調査書の記載事項も踏まえて本学の求める人物像であるかを総合的に評価している。オープンキャンパス（伊丹学舎はオープンキャンパス de 体験入学、大阪学舎はオープンキャンパスで体験入学）内で実施する体験授業は各学科、コースの科目を選定し、受講者の学びの姿勢や実技の取組み態度、学修に取組む意欲を確認する場としている。また体験授業は口頭試問に振替えを可能としている。

学校推薦型選抜指定校制入学試験

口頭試問及び志望理由書、調査書、高等学校長の推薦書により選考している。口頭試問では、入学後の学修目標、熱意、コミュニケーション能力の資質を総合的に判断している。また、本学が指定する高等学校は、過去の受験実績やコースなどを重視して行っている。

一般選抜入学試験 1期～3期

実技試験と口頭試問で選考している。実技試験においては各学科のアドミッション・ポリシーに照らし合わせた内容で行っている。メディア・芸術学科は自己表現プレゼンテーション、デザイン美術学科は鉛筆デッサン、保育学科はピアノの弾き歌いまたは独奏の実技試験を課している。

大学入学共通テスト利用選抜入学試験

高校までの教育で期待される一般的な基礎レベルを基に選抜する方法として行っている。本学が指定する「大学入学共通テスト」の教科・科目（2教科以上受験のこと）の中から、高得点の2教科2科目（1科目100点換算）の合計点（200点満点）で評価している。

一般選抜留学生入学試験

実技試験と口頭試問で選考している。本学の求めるアドミッション・ポリシーを踏まえて、学修の基礎レベル、学修に取組む意欲を確認し評価している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-7】大阪芸術大学短期大学部入試委員会規程

【資料 2-1-8】オープンキャンパスチラシ 大阪学舎、伊丹学舎

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

一部の学科に定員割れが生じており、全体の入学定員充足率は 0.93 倍となっている。学長をはじめ入試委員会にてオープンキャンパスや進学説明会、過去 5 年の都道府県別入学者の状況等を把握しながら検討し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持し、定員確保できるよう見直しを図っている。

表 2-1-2 入学定員・入学者数（3年間）

学科	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	入学定員	入学者	充足率	入学定員	入学者	充足率	入学定員	入学者	充足率
保育学科	100 人	100 人	1.00	100 人	71 人	0.71	100 人	49 人	0.49
デザイン美術学科	160 人	164 人	1.03	160 人	188 人	1.18	160 人	202 人	1.26
メディア・芸術学科	160 人	139 人	0.87	160 人	131 人	0.82	160 人	139 人	0.87
計	420 人	403 人	0.96	420 人	390 人	0.93	420 人	390 人	0.93

通信教育部

令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在の収容定員は 700 名、在学生数は 538 人で収容定員超過率は 0.76 倍である。入学の時期を年 2 回（4 月及び 10 月）と規定で定めているため、令和 5 (2023) 年度入学生については、4 月入学生のみの記載とした。

表 2-1-3 通信教育部の入学定員・入学者数（3年間）

学科	令和 3 年度				令和 4 年度				令和 5 年度			
	入学定員	編入学定員	入学者	充足率	入学定員	編入学定員	入学者	充足率	入学定員	編入学定員	入学者	充足率
保育学科	250 人	50 人	119 人	0.39	250 人	50 人	83 人	0.27	100 人	50 人	44 人	0.29
保育学科 (幼稚園コース)	250 人	50 人	327 人	1.09	250 人	50 人	212 人	0.70	—	—	—	—
計	500 人	100 人	446 人	0.74	500 人	100 人	295 人	0.49	100 人	50 人	44 人	0.29

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-1-9】過去 5 年間の入学者数

【資料 2-1-10】令和 5 年度都道府県別入学者数

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員及び収容定員が適切に確保できるよう、受験生、高校生やその保護者、高等学校的教員等に対しオープンキャンパスや各地での進学説明会、高校訪問等でより広く周知しアドミッション・ポリシーに沿った学生確保を目指していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働については、各種の委員会を教員のみで構成することなく、必ず事務局長及び担当部署の責任者を構成委員としており、教員と職員の協働により、教育課題の改善に向けた様々な取り組みについて積極的な意見交換を行い、決定した事柄については、それぞれに役割分担を明確にしつつも協力しながら実行に移している。各種委員会の構成委員は理事長名にて委嘱状が発行されている。各委員会規程の構成委員に関する規程は次のとおりである。

表 2-2-1 各種委員会の構成員に関する規程条文

委員会名	構成員に関する規程条文
資格審査委員会	第 3 条 委員会の委員は、学長、各学科の学科長、教養課程主任教授、総務部長、事務局長及び事務局次長をもって構成する。
入試委員会	第 2 条 委員会の委員は、学長、各学科の学科長、教養課程主任教授、事務局長及び事務局次長をもって構成する。
教務委員会	第 2 条 委員会の委員は、各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名並びに、事務局長及び関係職員をもって構成する。
学生委員会	第 2 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。 (1) 学務部長、関係職員 (2) 各学科、教養課程から選出された教員各 1 名
学術研究委員会	第 2 条 委員会の委員は、各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名をもって構成される。
人権教育推進委員会	第 2 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。 (1) 各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名並びに関係教員

	(2) 事務局長、学務部長、関係職員
就職委員会	第2条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。 (1) 各学科及び教養課程より選出された教員各1名 (2) 就職部長及び関係職員
奨学生審査委員会	第2条 委員会の委員は、各学科長、教養課程主任教授、事務局長及び関係職員を以って構成し、学長が委嘱する。
通信教育部委員会	第2条 委員会は、次の者をもって構成する。 (1) 通信教育部長、同次長、同室長、同課長、事務局長 (2) 関係学科長、専任教育職員
FD委員会	第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。 (1) 学長 (2) 通信教育部長 (3) 各学科の学科長、教養課程主任教授 (4) 事務局長 (5) 学務部長 (6) 学長が委嘱する委員 若干名
自己点検実施委員会	委員会の委員は、学長、各学科の学科長、各学科より選出された教員各1名、教養課程主任教授、事務局長、学務部長、就職部長、事務室事務長、事務室課長、総務部長
内部質保証委員会	第2条 委員会は、学長、通信教育部長、各学科の学科長、教養課程主任教授、事務局長及び関係職員をもって構成する。
省エネルギー推進委員会	第2条 委員会の委員は、学長、通信教育部長、各学科の学科長、教養課程主任教授、事務局長及び関係職員をもって構成する。
基本計画検討委員会	委員会の委員は、学長、各学科の学科長、教養課程主任教授、事務局長、事務室事務長、総務部長

注) 委員会名、規程名の「大阪芸術大学短期大学部」は省略。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-2-1】学校法人塚本学院例規集21号

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、入学予定者に対して入学後スムーズに学生生活を送ることができるよう、各学科で作成したプログラムをもとに入学前教育を実施している。

また、各学科には合同研究室および各学科・コース研究室に非常勤副手を配置しており、教員の教育活動の支援と授業の充実を図っている。令和4(2022)年度は、副手26人を採用し、各学科の事務をはじめ、演習・実習授業の準備や補助業務を中心として、事務室との連携を図っている。学生に対する様々な支援や相談業務等、授業の円滑な運営に寄与している。

専任教員が担当する必修科目として「プレ・ゼミナール」「研究指導Ⅰ・Ⅱ」を開講し、授業科目および学生生活全般に対する質問・相談事項に対応し事務室とも連携している。授業は回ごとに設定された学修・生活・就職等に関するテーマのもとに行われ、レクリエーションや面談等を通して個々の相談体制が整えられている。さらに、Web情報システムを

採用しており、担当教員への相談は授業時間以外にWeb上で可能となっている。

また、障がいのある学生への配慮については、令和3（2021）年度に「大阪芸術大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の促進に関する基本方針」を制定しており、授業等での合理的配慮について、学生便覧に記載、ガイダンスで説明するなど周知している。学生から申し出があった場合、相談窓口を事務室、保健室、学生相談室とし、相談内容について学生委員会、通信教育部委員会で検討し、教職協働で合理的配慮の対応に努めている。

中途退学・休学・留年の抑止の取組みとして、5月と10月に出席状況の調査を実施している。各授業担当教員から提出された3回以上の欠席者に対して、事務室が注意喚起し継続的に出席できるよう学修指導している。

毎年1回、後期授業開始前に保護者懇談会を実施している。事前に参加希望者を募り、各担当教員と保護者との面談の場を設け、必要に応じて事務室も対応している。前期終了までの成績を踏まえ、授業や学生生活での学生の様子や希望する進路などについて詳細に確認できる機会となっている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-2-2】入学前教育実施内容 大阪学舎、伊丹学舎

【資料2-2-3】副手規程

【資料2-2-4】学科別ゼミ クラス分け資料

【資料2-2-5】Web情報システム操作マニュアル 大阪学舎、伊丹学舎

【資料2-2-6】学修支援システムマニュアル 通信教育部

【資料2-2-7】ガイダンス資料（学修支援）大阪学舎、伊丹学舎

【資料2-2-8】大阪芸術大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する
基本方針

【資料2-2-9】障がい学生支援について「学生便覧2023」P52

【資料2-2-10】欠席状況等調査に関する資料 大阪学舎、伊丹学舎

【資料2-2-11】保護者懇談会に関する資料 大阪学舎、伊丹学舎

（3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制としては、引き続き学生、保護者、教員、研究室、事務室が連携を取り合いながら状況確認、履修相談・学修相談を行い、個々の状況に応じた支援を実施し、問題解決に導くなど、中途退学、留年の抑止に取組んでいく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

（2）2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内外において、個々の学生にキャリア教育が浸透するよう入学後、早期に指導を開始しており、学生の社会的・職業的自立に関する支援体制は整備されている。また、各専門分野の教員が、教育課程内外で就職・進学への指導・助言をし、各分野への支援において成果を上げている。

さらに、卒業生及び就職先の企業（園）へのアンケートを通じて、卒業後の動向や企業の求める人物像を把握することで、卒業後の進路のミスマッチを未然に防ぐように努めている。

1) 教育課程内でのキャリア教育

本学のキャリア教育は、実務経験のある教員が担当することにより、企業や業界等に関する情報を学生に伝達でき、より実践的な内容になっている。

総合教育科目

デザイン美術学科ならびにメディア・芸術学科においては、演習科目の「職業指導」を開講している。基本的なビジネスマナーとコミュニケーションの基礎知識を教授するとともに具体的な仕事の内容を理解することで目的を認識し、組織が求めているノウハウの習得を目指す。

また、両学舎において、講義科目の「基礎情報学」を開講している。「基礎情報学」では、Microsoft Office の「Excel (エクセル)」「Word (ワード)」「PowerPoint (パワーポイント)」を学ぶを通して、基本操作、文書作成、およびプレゼンテーション資料作成の技術を習得し、将来の仕事に繋げる事を目的とする。

専門教育科目

保育学科

幼稚園教諭、保育士、社会福祉主任用資格、こども音楽療育士を目指す保育学科では1年次で保育内容の基礎理論を始め、造形や音楽の演習を重ねて知識・技術力を身につける。修得した理論や指導力をふまえて保育職としての基本的な保育実践の方法を修得できる教育課程となっている。2年次では1年目の経験・知識を活かし、さらに実践力を向上させるために「保育・教職基礎演習（幼稚園）」や「保育・教職実践演習（幼稚園）」において、興味をもった分野や内容について専門の教員のもと、個別に学びや技術を深めていく。入学後すぐに行う本学の附属幼稚園見学実習は、実際に学生が園児を担当し2日間を一緒に過ごす。この経験が保育職の喜びややりがいを知るきっかけとなり、学修意欲を大きく引き出し、職業意識を大いに高めている。保育学科については現場での実習がインターンシップの役割を果たし、卒業後の就業場所を選ぶ基準のひとつとなっている。令和5(2023)年度からは保育職としてのスキルや学びをより一層引き上げる事を目的とした「キャリア対策講座Ⅰ」「キャリア対策講座Ⅱ」を開講しキャリア教育の幅を広げていく。

デザイン美術学科

「コンピュータ基礎」において、デザインワークに必要なアプリケーションの理解と操作方法をマスターすることで、仕事に活かすための基本スキルを修得する。

「デザイン概論」では現場の一線で活躍するさまざまなジャンルの講師をゲストに迎えた特別講義を組み込み、時代を見据えた専門的な内容となっている。また、知識だけでなく、デザインに対する意識の変化を自身の言葉で導き出すための課題を課しており、卒業後に向け「気づき」「考える力」を身につけることを目指している。

令和3(2021)年度より「フラワー装飾実習」では、国家資格である「フラワー装飾技能士3級」、そして「インテリアコーディネート演習」では「インテリアコーディネーター」の資格取得に向けた授業を実施している。

メディア・芸術学科

「文章表現Ⅰ・Ⅱ」において、文章を作成するために必要な技術を学び、将来の仕事に活かすことを目的としている。

「話し方演習」では、相手に伝わる話し方、敬語の使い方を学び、プレゼンテーションにおけるトーク術の向上を目的としている。

「舞台制作特別講義」では、令和3(2021)年度より国家資格である「舞台機構調整技能士3級」および「照明技術者技能認定2級」の資格取得に向けた授業として実施し、音響、照明の仕事に就くための知識やスキルを修得することで学生の自信につなげている。

2) 教育課程外でのキャリア支援

事務室では、学生が社会的・職業的に自立していくように各学科の専門性を活かしたキャリア教育支援、および就職・進学等に対する相談・助言の業務を行っている。支援の方法としては、就職支援プログラム・キャリア支援講座・個別支援・インターンシップを4つの軸としている。

その推進を図るために就職委員会を設置しており、就職・進学など、進路に関して必要な事項の検討・協議を行っている。

就職支援プログラム

就職支援プログラムは、事務室で企画立案する年間スケジュールの中で実施している。また、学生に対し就職支援ブックの配付や求人票配信システムを導入することにより、学内外でも求人を閲覧できるよう支援している。

保育学科では、1年次後期より、保育職への理解を深めるためのプログラムを用意している。卒業生が就労している保育事業所を招聘し、学内合同就職説明会や保育事業所との対話勉強会などを開催している。デザイン美術学科、メディア・芸術学科においては、1年次6月より進路決定に至るまでの就職活動のながれ、自己分析や履歴書・エントリーシート対策講座・面接対策講座などについて企画・立案し、計画的に実施している。このように本学の就職支援プログラムは学生の就職意識の向上と自己理解を深めることを目的として開講している。

キャリア支援講座

各学科の特性にあわせたキャリア教育に重視し、保育学科では、公務員職への希望者に対しては採用試験対策講座を「公務員採用試験サロン」として教員の指導のもと開講して

いる。また、デザイン美術学科、メディア・芸術学科では、ポートフォリオ講座・色彩検定対策講座・インテリア設計士資格検定試験対策講座・声優オーディション対策講座等、専門分野の実務家教員が担当し、採用試験に欠かせない内容の講座を開講している。

個別支援

事務室では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し入学時から進路相談を行っている。保育学科では入学前より保育職を目指すという学科の特性から、教員との連携により個々の進路希望について把握し、必要な時期に個別に支援を行っている。また、事務室に保育経験者を配置し、実習先や見学先で学生が感じ、考えた将来の保育者像について耳を傾け、一人ひとりが納得できる場所を見つける事ができるよう助言する体制をとっている。デザイン美術学科、メディア・芸術学科では、1年次の12月と2年次の5月に個人面談を行い、希望進路の確認を行いながら支援にあたっている。また、進路相談だけでなく履歴書の添削や、実践的な面接練習も行っている。

このように、個別に対応することで、細やかな支援を行うことができ、学生とコミュニケーションを取りながら、学生自身の意思で進路を決定し、就職活動意欲・就労意欲をそぐことのないように努めている。

インターンシップ

デザイン美術学科、メディア・芸術学科では、学生への周知の方法・支援として、1年次のガイダンスで、インターンシップの参加意義を説明している。また、「マイナビ」「リクナビ」等の求人情報サイトや大学宛てに届く案内をもとに、情報提供を行っている。

保育学科については幼稚園や保育所、福祉施設での実習がインターンシップの役割を果たし、実務体験を行うことで社会や保育事業所の実情を知り、仕事に対する興味・関心・学習意欲や就業意識を高める効果を見込んでおり、卒業後の就業場所を選ぶ基準のひとつとなっている。

＜エビデンス集・資料編＞

- 【資料2-3-1】2021年度卒業生進路調査
- 【資料2-3-2】就職先アンケート調査（過去3年）
- 【資料2-3-3】2022年度講座・ガイダンス等一覧
- 【資料2-3-4】大阪芸術大学短期大学部就職委員会規程
- 【資料2-3-5】就職支援ブック2024

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の進路の多様化に対応するために、卒業生や就職先の企業（園）のアンケート結果も踏まえ、キャリア教育について見直し、支援につなげていく。

インターンシップにおいても、学生の参加希望について把握に努め、学修状況にあわせて参加できる方法を検討しながら情報提供をしていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生支援のための組織

学生支援、厚生補導の組織として「学生委員会」「人権教育推進委員会」「奨学生審査委員会」を設置している。「学生委員会」「人権教育推進委員会」の組織は、学長に指名された教員が委員長として選出され、各学科からの 3 人と教養課程から 1 人の計 5 人の教員と事務職員で構成されている。

学生委員会

学生支援の向上及び厚生補導の組織として設置している。委員会の活動内容は、学生の厚生補導・福祉に関する事項について企画・協議を行い、その執行にあたるとともに重要事項については教授会に報告・提案を行っている。

人権教育推進委員会

本学の人権教育を推進するための組織として設置している。学生の多様性を理解し、公正で公平な教育を行うことを目的とし、年 1 回全学科専任教員を対象として「人権教育講演会」を開催している。近年はジェンダー、虐待、障がいなどの話を中心に学生の発達における理解を深め、適切な支援の方法や人権を遵守する姿勢を身に付ける機会としている。

奨学生審査委員会

本学の独自奨学金を選考する組織として設置している。委員会の組織は、学長が委員長となり、各学科長の 3 人と教養課程主任教授 1 人の 4 人の教員と学務部長、事務職員で構成されている。但し、新入生については、入学試験直後の合格判定と同時に奨学生も選考するため入試委員会が選考を行っている。

また、日本学生支援機構奨学金等の外部奨学金についても奨学生委員会で審議され教授会へ報告されている。

学生生活の支援

教育研究活動中の不慮の事故による怪我などに備え、全学生を対象とする学生教育研究災害傷害保険（以下、学研災）に加入している。また、同じく学修活動中に生じる対人・対物賠償に備えて、学研災付帯賠償責任保険も加入しており、これらの保険料については本学が負担している。さらに補償の不足に備えて、学研災付帯学生生活総合保険（任意）の加入について案内している。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談

両学舎において、保健室には看護師合わせて3人、学生相談室にはカウンセラー（臨床心理士）合わせて3人で、それぞれ各日1～2人を配置している。

また、精神面に不安のある学生には、カウンセラーを配置した学生相談室や、事務室、研究室が連携を取りながら相談・指導にあたっている。必要に応じて、校医および産業医にも報告・相談している。

保健室

学生の健康管理については、学校保健法を基に保健室が中心となって応急処置、健康診断、健康相談を実施している。

保健室には看護師（保健師含）を配置し、入学時に提出する健康調査票をもとに、学生的健康状態の把握に努めている。また、健康診断未受診者の対応、再検査、精密検査の指導や、結果に基づいた保健指導により、疾病の早期発見や生活改善に努めている。

疾病に関する情報として、「インフルエンザの予防」「熱中症について」日常生活に役立つ情報として、「一人暮らしを始める際の健康管理」「食中毒について」等の案内設置や掲示など、健康に関しての啓発にも取組んでいる。

令和4（2022）年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症等の対応を教職員と連携して学内感染防止に努めた。

大阪学舎では入学前教育に保護者にも参加を呼びかけ、看護師による相談ブースを設け、入学後にスムーズな学生生活が送れるように事前に聞き取りをしている。学科・事務室と連携しながら、心身のケアと生活全般のサポートを担っている。

伊丹学舎では、体調不良やケガなどの健康管理のみではなく、居場所として利用する学生が増えており、過ごしやすい環境作りを意識している。その中で、コミュニケーションの場にもなっている。

表 2-4-1 学生の健康診断受診状況（過去3年）

年度	大阪学舎			伊丹学舎		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
令和2年度	217人	193人	88.9%	641人	560人	87.3%
令和3年度	212人	211人	99.0%	688人	650人	94.5%
令和4年度	175人	172人	98.2%	622人	588人	94.5%

学生相談室

学業や人間関係、将来のことなど多岐にわたって学生相談に対応できる体制を整えている。対面カウンセリングはもちろん、電話やメール相談、Zoomを使った遠隔カウンセリングも取り入れ、状況に応じた相談業務を行っている。

入学後の学生生活や授業に不安がある場合には、入学前から相談に応じ、必要な支援について話し合うなど本人、保護者と教職員と連携をとり、サポートに努めている。

また、入学時および2年次に提出するUPIをもとに学生の状況を確認し、必要に応じて連絡をとり、支援を必要とする学生に対応している。

課外活動への支援

リーダーズミーティングと称して、毎年両学舎の学友会（学生自治組織）執行役員で、共同開催で行われる球技大会や学舎ごとに行われる大学祭について情報交換の機会を設けている。職員からも運営に関してイベントがスムーズに開催できるようアドバイスを行っている。球技大会の当日は大阪学舎から伊丹学舎へのバス移動の費用の支援をしている。

また、学友会が学生全体に伝えたいことなどを、事務室からWeb情報システムを利用して発信し、学友会活動に協力している。

大学祭の企画運営を行う大学祭実行委員会に対し、大阪学舎25万円、伊丹学舎25万円、計50万円の運営費支援を実施している。また「ソフトテニス部」「女子柔道部」それぞれに約50万円を援助している。

留学生等への支援状況

留学生については、学務担当職員及び法人本部国際部を兼務する入試担当職員が、在留資格の留学への切り替え、下宿先の斡旋や教務指導など、事務室にて日本での生活を支える支援を行っている。また、伊丹学舎では、伊丹市の国際交流センターと連携し、日本語に自信がない留学生に、伊丹市で開かれている無料の日本語教室への参加や伊丹市内の留学生の交流イベントの情報を提供するなどの支援も行っている。

学生に対する経済的な支援-本学独自

奨学金制度

各種入学試験において35万円を2年間給付する特待生奨学金や2年間の授業料、施設設備費を免除する学費全額免除奨学金、入学金を免除するファミリー奨学金（父母、祖父母、兄弟姉妹が本学に在学もしくは卒業者）を設けている。

その他、オープンキャンパス内で作文にチャレンジし、その内容とチャレンジ奨学金挑戦プロフィールシートの提出により5ランク最高35万円を給付する作文チャレンジ支援制度（チャレンジ奨学金）、大阪芸術大学グループが主催する「世紀のダ・ヴィンチを探せ！高校生アートコンペティション」「すごいよ！キャンパスターヴォーカルコンテスト」の受賞者にも奨学金制度を設けている。本学独自すべて全ての奨学金は審査に家計基準を問わないこととしている。

罹災・家計急変

自然災害等で罹災した学生に対しては、被害の程度により5万円から60万円までの「地震・災害に伴う緊急奨学金」制度を設けている。

家計支持者が死亡した時には「家計支持者死亡に伴う臨時採用奨学金」（30万円支給）が設けられている。また、家計において不測の事態が生じ授業料等学納金納付が困難になった学生に対しては、金融機関と提携した「教育ローン制度」も設けている。

延納・分納

経済的な理由で、指定する期日までに授業料並びに施設設備費の納付が困難な場合は、申し出により当該年度を超えない範囲で納付を延納・分納することができる制度を設けて

いる。

表 2-4-2 学生に関する規定

第 5 章 授業科
第 9 条 授業料並びに施設設備費の納期は、1 年次は全納並びに前期分の納入は入学手続き時とし、後期分の納入を 10 月末日とする。2 年次は全納並びに前期分の納入は 4 月末日とし、後期分の納入を 10 月末日とする。
2. 止むを得ない事由で、所定の期日までに授業料等が納入困難な場合は、延納願いを提出し許可を受けなければならない。

学費等の軽減

留年者に対して学費の軽減処置を講じている（1 単位につき 30,000 円 × 履修単位数、上限額あり）。また、卒業予定者の大学への編入学（ただし、卒業時かつ大阪芸術大学に限る）において、編入学金を全額免除している。

表 2-4-3 大阪芸術大学短期大学部学則

第 6 章 授業料、入学金、入学検定料
第 37 条 授業料並びに施設設備費は次の通りとする。
(略)

3. 修業年限を越えて在籍する卒業見込みの留年者については、履修登録単位数
1 単位につき 30,000 円を納入しなければならない。ただし、入学年度の授業料
と施設設備費の年額合計金額を上限とする。

学生に対する経済的な支援-外部機関

日本学生支援機構をはじめ、塚本学院校友会、地方公共団体、民間育英団体からの奨学金制度を活用している。令和 4（2022）年度の実績はつぎのとおりである。

- ・日本学生支援機構「給付奨学金」「貸与奨学金」
- ・塚本学院校友会「奨学援助金」（給付型）
- ・香雪美術館「村山龍平記念香雪美術館奨学金」（給付型）
- ・あしなが育英会「大学・短期大学奨学金」（貸与型）
- ・大阪府社会福祉協議会「保育士修学資金貸付」
- ・奈良県社会福祉協議会「保育士修学資金貸付」
- ・和歌山県社会福祉協議会「保育士修学資金貸付」
- ・生命保険協会「生命保険協会 介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度」

<エビデンス集・資料編>

【資料 2-4-1】大阪芸術大学短期大学部学生委員会規程

【資料 2-4-2】大阪芸術大学短期大学部人権教育推進委員会規程

【資料 2-4-3】大阪芸術大学短期大学部奨学生審査委員会規程

【資料 2-4-4】大阪芸術大学短期大学部学費免除・奨学規程

- 【資料 2-4-5】保健室利用状況表 大阪学舎、伊丹学舎
- 【資料 2-4-6】学生相談室利用案内 大阪学舎、伊丹学舎
- 【資料 2-4-7】学生相談室利用状況表 大阪学舎、伊丹学舎
- 【資料 2-4-8】大学祭パンフレット 大阪学舎、伊丹学舎
- 【資料 2-4-9】大学祭実行委員会への援助金資料
- 【資料 2-4-10】学生団体一覧「学友会々則」P8～P9
- 【資料 2-4-11】学生団体援助金関連資料
- 【資料 2-4-12】ガイダンス資料（学生サービス）大阪学舎、伊丹学舎
- 【資料 2-4-13】作文チャレンジリーフレット
- 【資料 2-4-14】世紀のダ・ヴィンチを探せ！高校生アートコンペティションリーフレット
- 【資料 2-4-15】すごいよ！キャンパスター・オーカルコンテストリーフレット

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導のために設置している各種委員会については、学生の支援についてより良い対応ができるよう検討していく。

また、障がいのある学生の支援については、今後も継続して学生相談室と保健室が事務室と連携し、教員の理解、個々の学生に必要な配慮、対応を進めていくことで安定した学修や学生生活になるよう努めるとともに、状況に合わせて支援の方法を多面的に検討していく。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、校地、校舎とともに短期大学設置基準上必要とされる面積の4倍以上が確保されている。また、施設・設備面においても短期大学の教育研究に十分な規模を有している。

大阪学舎では、保育学科の模擬乳児保育室やピアノレッスン室といった演習・実習室を備え有効に活用している。

伊丹学舎では、コンピュータ室、芸術ホール、展示室、テレビスタジオなどの実習設備を有し、有効に活用している。

体育館は、スポーツ研究等の授業で利用しているほか、大阪学舎では、球技、柔道部、ソフトテニス部の練習場のほか、学生と附属照ヶ丘幼稚園の園児との交流や保育実践の場としても積極的に活用されている。伊丹学舎では、バレーボール、バスケットボール等、

部活動の場所としても活用しているほか、入学式などの式典に利用している。芝生広場は、学生の憩いの場となっている。

表 2-5-1 大阪芸術大学短期大学部の主要施設概要

1) 大阪学舎（校地：13,666.9 m²、校舎延床面積：16,554.5 m²）

施設名・号館	延床面積	階数	主要施設
2号館	2,695.7 m ²	4	実習室、保健室、学生ホール、学生ロッカー室
3号館	6,651.7 m ²	4	講義室、レッスン室、コンピュータ室、学生ホール、図書館、事務室等
体育館	1,407.9 m ²	2	ロッカー室、シャワー室、トイレ、体育倉庫
センター館	1,844.2 m ²	5	センターホール、法人本部
倉庫	142.2 m ²	2	倉庫
1号館	3,812.8 m ²	4	
計	16,554.5 m ²		

2) 伊丹学舎（校地：30,169.0 m²、校舎延床面積：22,468.4 m²）

施設名・号館	延床面積	階数	主要施設
本部棟	13,001.1 m ²	4	事務室、図書館、食堂、喫茶、売店、体育館・講堂、展示室、クラブ室、講義室
メディア・芸術棟	3,105.2 m ²	4	研究室、テレビスタジオ、演劇実習室、講義室
デザイン美術棟	3,820.0 m ²	4	実習室、コンピュータ室、研究室、作品保管庫
芸術ホール(A棟)	1,125.1 m ²	2	芸術ホール、レッスン室、演習室、研究室
実習棟(T棟)	680.4 m ²	2	実習室、研究室
演習棟(E棟)	736.6 m ²	2	実習室、コンピュータ室、研究室
計	22,468.4 m ²		

表 2-5-2 校地・校舎面積の短期大学設置基準との比較

	校地面積	校舎面積
本学	43,835.9 m ²	39,022.9 m ²
設置基準上必要面積	8,400.0 m ²	7,950.0 m ²

(校舎面積は、体育館、講堂等を含んだ面積)

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館等

大阪学舎図書館は3号館2階に設けられている。設置学科の性質から、保育、幼児教育の専門書や絵本、紙芝居、楽譜（主にピアノ楽譜）などを中心に所蔵している。それらのほかにも、外国（主に欧米諸国の言語・文化等）にまつわるものや、社会科学系列（経済学、商学等）に関する専門書も多く所蔵している。

伊丹学舎図書館は本部棟3階に設けられ、デザイン・美術分野、マスメディアや舞台芸

術の分野に関する専門書・専門雑誌を中心に所蔵している。そのため、写真集や画集用の大型書架も多数用意している。また、「VISIONAIRA」（ビジョネア、No12 から No64 まで）といった世界に名立たるアート系雑誌（不定期刊行、限定販売）を貴重な資料として収集かつ保存している。また、ポピュラー音楽コース学生のために相当数の楽譜を購入し、授業や学生の音楽活動に當時使用できるよう当該研究室に別置する等、利便性を提供している。

施設設備面では大阪学舎図書館にAVブース（8席）やラーニングコモンズが設置されている。伊丹学舎図書館にはAVブース（12席）、オーディオブース（11席）のほか「視聴覚室」（収容人数63人、67.99m²）が併設され、授業での使用のみならず学生にも開放し、視聴覚資料の閲覧、卒業制作（映画）の上映など幅広く活用されている。

表 2-5-3 図書館の概要（令和5年5月1日現在）

	大阪学舎図書館	伊丹学舎図書館
閲覧スペース	401.5 m ²	363.2 m ²
書庫スペース	196.4 m ²	81.0 m ²
閲覧室の席数	63席	109席
開館時間	平日 9:10-17:50 土曜 9:10-12:00	平日 9:10-18:15 土曜 9:10-12:00
年間利用者数（令和4年度）	3,540人	6,592人
図書（視聴覚を除く）の冊数	66,953冊	49,371冊
開架図書（視聴覚を除く）の冊数（内数）	31,145冊	19,236冊

情報処理施設

両学舎ともに学生の学修支援を目的にコンピュータ端末を設置しており、授業の内外で利用している。学内各所には学生が自由に利用できるWi-Fiを設置している。

また、入学時には、大学が発行したメールアカウントを全学生に交付し授業等で活用している。

授業が行われていない時には、自由に利用できる教室（端末）が用意されており、伊丹学舎は10時から19時20分、大阪学舎は10時から18時20分（授業期間外は17時まで）の時間帯で利用可能としている。

大阪学舎では、3-205教室（コンピュータ室）に40台を設置しており、常駐のスタッフを配置してパソコン操作についてのサポート体制を整えている。

伊丹学舎では、各コンピュータ室に下表のとおりパソコンを設置しており、コンピュータ室以外でもパソコンを利用できるようノートパソコンを準備しており、コンピュータ室以外の場所での授業や自習、作品制作を可能にしている。

表 2-5-4 コンピュータ設置状況（令和5年4月1日現在）

学舎	棟	教室	台数	学舎	棟	教室	台数
大阪学舎	3号館	3-205 教室	Windows40 台	伊丹学舎	メディア・芸術棟	P106	Mac10 台
伊丹学舎	デザイン美術棟	D201	Mac32 台		P201	Mac4 台	
		D202	Mac25 台		P208	Mac20 台	
		D203	Mac16 台		P209	Mac13 台	
		D206	Mac12 台		実習棟	T201	Mac5 台
		D302①	Mac20 台		T202	Mac5 台	
		D302②	Mac32 台		演習棟	E102	Windows24 台
		D304	Mac30		E202		Windows25 台
	iPad Pro	40 台			ノートル藝術棟	A207	ノートパソコン Mac7 台 (DTM 用)
		ヘンタブレット液晶タブレット	50 台		ノートル藝術棟		Mac145 台 (貸し出し用)
							Windows5 台

実習施設等

本学の特色である少人数による実技教育の実践という性格上、カリキュラムの大部分が実習・実技系科目であり、各学科の教育課程や授業科目の特性に基づいて以下のような実習施設が備えられている。

大阪学舎

ピアノ練習室

防音設備完備の個人用ピアノ練習室であり、保育学科の「音楽」の授業で使用するほか、空いている時間には自由に利用することができる。

模擬乳児保育室

乳児保育の基礎を学び、乳児の特徴や発達について、具体的に演習を通じて修得するために使用する。

和室

総合教育科目の「茶道Ⅰ」「華道Ⅰ」の教室として設置され、授業をとおして日本伝統文化の理解に活用されている。また、隣接する附属照ヶ丘幼稚園の園児が茶道を体験する取組みにも活用されている。

伊丹学舎

〈本部棟〉

和室ホール・和室

総合教育科目の「茶道Ⅰ～Ⅱ」「華道Ⅰ～Ⅱ」の教室として設置され、授業をとおして日

本伝統文化の理解に活用されている。

展示室（展示ホール）

照明設備が整った展示スペースとして設置しており、本学の学生や教員が制作した作品の展覧会を開催するなど、学内ギャラリーとして活用している。

〈デザイン美術棟〉

デザイン美術棟には、本格的に油絵や版画が学べるアトリエに加え、石彫や陶芸、ガラスなど専門的な工房が備えられている。また、Adobe や CAD 等の実践的なソフトを備えたパソコンを設置した実習室も完備しており、さまざまな分野を総合的に学ぶことができる施設設備を整えている。

立体造形制作スペース

デザイン美術棟の中庭にアトリエを設けており、石材や木材、鉄などの素材を使った立体造形制作のための十分なスペースが確保されている。

陶芸制作アトリエ

陶芸制作の技術を学ぶために必要なろくろや電気窯などの設備が揃っており、作品づくりに取り込むことができる。

ガラス工芸実習室

ガラス作品の制作技術を学ぶために必要なガラス窯や冷却庫などの設備を整えている。

〈メディア・芸術棟〉

テレビスタジオ

テレビ番組の制作や映像技術の習得で利用するデジタル対応のテレビスタジオを設けている。

音声スタジオ、ダビングスタジオ

ラジオ番組の制作ができる音声スタジオ、アフレコや音響効果等の録音ができるダビングスタジオを併設している。

演劇実習室

舞台芸術コースの実習授業や発表で使用している。平面部分を舞台として、壁には一面鏡を設置し、照明、音響機材も備えている。

ダンス実習室

ポピュラーダンスコースの実習授業や発表、ミュージカルなどの授業で使用しており、壁には全面鏡を設置している。

〈芸術ホール棟〉

ポピュラー音楽コースを中心に使用している。照明、音響の設備を備えた芸術ホールに加え、レッスンスタジオ 7 室、演習室 3 室が設けられている。

〈エビデンス集・資料編〉

【資料 2-5-1】図書館利用案内 大阪学舎、伊丹学舎

【資料 2-5-2】2022 年度 図書館開館日・学内行事等 大阪学舎、伊丹学舎

【資料 2-5-3】展示室・芸術ホール利用状況一覧

【資料 2-5-4】講義室、演習室、学生自習室等の概要 大阪学舎、伊丹学舎

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー化の一つとして、大阪学舎では3号館、伊丹学舎では本部棟、デザイン美術棟、メディア・芸術棟にエレベーターを設置している。

また、各建物の入口にはスロープを設けているほか、主要な建物にバリアフリートイレを設置している。

一部設備面で対応ができない部分もあるが、学生の状況に合わせ、講義場所を変更するなどの対応を行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-5-5】学舎・教室配置図「学生便覧2023」P145～P157

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、演習・実習における少人数教育を特色としていることから、受講人数が多いと判断した場合、クラスの増設や教員の追加配置を行っている。さらに、Web情報システムの利用、資料の配付など教育効果に影響がないよう適正な対応をしている。また、あらかじめ一部の科目に定員を設けるなど受講者数の適切な管理に努めている。

また、授業を行う学生数の適切な管理をする目的で、学則第8条の3に定めている。学則条文は次のとおりである。

表2-5-5 大阪芸術大学短期大学部学則

第8条の3 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

本学の開講科目は授業形態によって、各授業科目において学生数が適切なものとなるよう、概ね次のように運用している。

大阪学舎では、「プレ・ゼミナール」では10人程度、「保育・教育基礎演習（幼稚園）」「保育・教育実践演習（幼稚園）」では5～10人程度の少人数クラスで開講している。保育士養成校であるため、演習科目については50人以下、講義科目についても50人程度で開講している。

伊丹学舎では、1クラスの人数を、講義科目は80人、語学系科目は30～40人、演習科目は30～50人、実技・実習科目は10～30人を目安として開講している。目安を越えていく講義科目はあるが、教育効果を十分にあげられるよう、適宜、副手を授業補助として配置し、学生がより理解できるような環境を整備している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-5-6】授業別受講者人数表 大阪学舎、伊丹学舎

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

教育環境としては、校地、校舎、設備、図書館等、短期大学の施設設備として十分な質と量を有し、かつ適切に運用していると考える。教育研究に関わる実習用設備や機器備品

に関しては、技術的な進歩により性能が日々向上している現状を踏まえ、今後も教育内容や時代のニーズに対応した効果的な整備を行い、改善、充実を図っていく。

授業を行う学生数については、教育効果があげられるよう調整しているが、まだ目安を越えている科目がいくつかあり、適切な履修者数に収まるようクラス数の増加、教員の増員などを引き続き検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援に関する学生の意見・要望の把握のために、各学期に「授業評価アンケート」を実施している。授業についての質問項目のほか、自由記述欄を設定し、授業以外の要望についても把握している。集計結果については、事務室でまとめ FD 委員会を通して各学科へフィードバックし、担当教員には「授業内容自己点検報告書」により授業内容改善の方策を提出することを求めている。

また、令和 4 (2022) 年度には在学生アンケートを実施し、入試や進路、学修時間や環境などあらゆる内容の設問を設定した。学生委員会、自己点検実施委員会を通して内容を確認し、改善に繋げていく。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 2-6-1】授業評価アンケート（過去 3 年）

【資料 2-6-2】在学生アンケート

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

入学時に提出する「健康調査票」「UPI」をもとに、学生個々の健康状態や心の状態を確認している。また、卒業時には「学生生活満足度調査」を実施しており、入学から卒業までの学生生活を終えた状況での満足度を確認し、内容によって次年度以降に反映・改善している。

健康調査票・UPI

「健康調査票」は保健室で確認・管理している。学生の状況について把握することはもちろん、学内で体調に変化があった際などに活用している。

「UPI」は学生相談室で確認・管理している。本人が連絡を希望することを伝えられる項目があり、学生相談室から連絡を入れることで、カウンセリングにつながるケースもある。

内容的に共有が必要な場合はそれぞれ事務室と連携している。直接申し出が難しい学生や申し出にくい内容などが記載されており、学生生活や授業支援するために活用されている。

学生生活満足度調査

卒業時の学生生活に関するアンケートとして卒業生全員に対して実施している。5段階評価で回答する部分に加えて自由記述欄を設定している。満足度は概ね良好である。

在学生アンケート

入学時からの学生生活全般について確認する内容を項目とした在学生アンケートを令和4(2022)年度に新たに実施した。結果を確認し、各部署で回答内容を踏まえた対応を検討していく。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料2-6-3】健康調査票 大阪学舎、伊丹学舎

【資料2-6-4】UPI調査集計 大阪学舎、伊丹学舎

【資料2-6-5】学生生活満足度調査（過去3年）

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修及び授業環境に対する学生の意見などを汲み上げる仕組みとしては「在学生アンケート」「学生生活満足度調査」を実施している。項目としては「福利厚生」「教室設備」「図書館設備」「食堂（昼食環境）」「保健室・学生相談室」等である。この調査では、食堂や自動販売機の充実、教室の空調や椅子等の整備など学内環境の要望が寄せられており、結果を踏まえて施設設備の充実等要望を把握し、改善に努めている。事例として、教室の空調温度に関しての要望についての対応策として、窓の開閉や扇風機の利用など教室の状況に合わせた調節を可能な限り行っている。また、「座面が木製の背もたれがない椅子では長時間の実習授業に耐えられない」という要望には、クッション性のある適度な背もたれのある椅子に更新し、学生がより快適な環境で学修を行うことが出来るように努めている。今後も、引き続き要望にあわせて必要と判断されるものについて、適宜対応していく。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」「在学生アンケート」「学生生活満足度調査」を実施し、施設や授業についての学生の意見を確認、検討し改善・向上につなげているが、今後もWEB情報システムでのアンケートの実施や内容を検討するなど、授業や学生生活の満足度に繋がるような意見の汲み上げ方法を検討していく。

また、「在学生アンケート」においては、より回答率を上げるため令和5(2023)年度の実施時期についても検討を行う。

[基準2の自己評価]

学生の受入れについてはアドミッション・ポリシーを明確に定めており、ウェブサイト、学生便覧等に掲載し、学内外へ周知している。入試委員会が公正かつ妥当な方法により選抜を行い、受験生が自分に合った入試を選択できるよう設定している。オープンキャンパスでは体験授業で自分の力を知ることができる機会を設けるなど、全学科定員充足に向けて改善を図っている。

各委員会の設置により、教員と職員の協働による学修支援、学生生活支援や就職・進学支援の組織が整えられ適切に運営している。専任教員が担当するクラス担任制の必修授業では個別面談を行うなど相談できる体制を整えている。

障がいのある学生への配慮については、令和3(2021)年度には「大阪芸術大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の促進に関する基本方針」を制定しており、学生の申し出により、相談内容について学生委員会、通信教育部委員会で検討し、教職協働で合理的配慮の対応に努めている。

また、各研究室と事務室の連携により中途退学・休学・留年の抑止に向けた取組みを行っている。

キャリア支援については、教育課程内では、将来の仕事に活かすことを目的とする基礎的知識、技術を習得する科目や資格取得を目指す科目を開講し、教育課程外では、採用選考において付加価値を与える講座を開講し、支援体制が充実している。

学生支援、厚生補導についても、各種委員会の設置により学生生活の安定のための支援制度や支援体制が整備されており、特に経済的支援における本学独自の奨学金制度は、極めて充実しているものと考えている。

健康相談・心的支援、生活相談については、事務室、保健室、学生相談室が連携を図りながら相談内容の多様化に対応する体制が整っている。また、課外活動への支援なども実施しており、充実した学生生活のための支援体制が有効に機能していると判断する。

校地、校舎とともに短期大学設置基準上必要とされる面積の4倍以上が確保されており、施設・設備面においても短期大学の教育研究に十分な規模を有している。教育環境については、パソコンやソフトウェアの適時入替えを実施するなど、適切に整備しており、管理・運営体制が整えられている。

学内施設の耐震性や防災・防犯などの安全面に関しては、規則・条例・行政指導に基づき運営されており、バリアフリーの取組みも状況に合わせて進めている。また、授業を行う学生数についても効果を十分にあげられる教育環境であると判断している。

「授業評価アンケート」「在学生アンケート」「学生生活満足度調査」により、学生の意見・要望を把握し、各委員会を通して学科にフィードバックし、教育目的の点検・評価および学修環境の整備において、適切に機能している。

以上のことから、本学は基準2を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、「建学の精神」「教育理念」を踏まえた「教育目的」（学則第1条）によって三つのポリシーが編成されており、各学科の教育目的（人材養成目的）にもとづいてディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーは、本学のウェブサイトおよび入学案内、学生便覧、学生のしおりを通じて、周知を図っている。

表 3-1-1 ディプロマ・ポリシー

建学の精神を体現し、教育者、クリエーター、そして心身ともに健全な社会人として社会に貢献しうる能力を学修していることを求める。卒業所要単位数の修得により、学位を授与する。

保育学科・通信教育部保育学科

豊かな人間性を育み、実践力があり、課題解決能力を身につけ、将来教育・保育に携われる人材を育成することを目標とする。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に「短期大学士」を与える。

- ・幼児教育・保育に関する基本的な専門知識を身につけている
- ・幼児教育・保育に関する基礎的な技術を修得している
- ・各専門領域において培った専門知識・技術を活用し、課題解決ができる

デザイン美術学科

時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えた人材を育成することを目標とする。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に「短期大学士」を与える。

- ・芸術に関わる基本的な知識と基礎的な造形力を修得している
- ・専門を横断した学習を通して、柔軟な思考力と自由で豊かな発想力を身につけている
- ・自己の主題を実現する表現手法を修得している

メディア・芸術学科

社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人

材を育成することを目標とする。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に「短期大学士」を与える。

- ・メディア・芸術に関わる幅広い視野と、専門的な知識を修得している
- ・自己の主題を伝え、表現する手法を修得している
- ・コミュニケーション力や協調性を身につけている

表 3-1-2 教育方法

①少人数・グループによる専門教育

少人数・グループでの演習及び実技・実習による専門教育を根幹に据えるとともに教養、基礎科目をバランスよく開講する。

②専門教育の段階性を重視する。

必修、選択の区分、取得順位科目や卒業要件の適切な設定により、実技による専門教育を段階的に実施する。

③教育課程による成果を積極的に公開する。

学内外への展示や卒業公演・発表等による教育成果の発表と教育効果の獲得。

①少人数・グループによる専門教育

本学は「ものづくり」「芸術表現」「保育・幼児教育」について教授研究を行う教育機関として「演習」及び「実技・実習」による専門教育の実施を根幹に置いている。少人数・グループの授業の中で、学生の課題研究・制作・実技を教員が評価・指導することに加え、学生による研究発表やプレゼンテーション、合評会でのディスカッション等を行うことにより、コミュニケーション能力や人間性を高めることに繋がっている。

また、課題研究・制作・実技は学生の授業時間外学習（研修資料のリサーチ、制作や練習）を促し、「芸術を通じて自己を追究する」ことを目指している。こうした成果を2年次の卒業制作、卒業公演、ワインターフェスティバル等として結実することが教育効果を高める要因の一つとなっている。

②専門教育の段階性を重視する。

本学の教育課程では必修・選択の区分、卒業要件を細かく設定している。実技・実習系の授業科目が大半を占め、かつ基礎から応用に至る過程では知識の習熟度、技能の達成度、受講者のレベル等を適切にふまえた教育を重要と考えている。

③教育課程による成果を積極的に公開する。

本学では、学内外での展覧会・演奏会・公演等を積極的に実施しており、教育活動の一環として教員・学生が積極的に関与している。作品や表現を授業の中だけでなく、学内の展示室・芸術ホールや学外の会場において公開することや幼児・保護者を対象とした保育イベントを開催することで、技術の向上と経験の蓄積、芸術による社会貢献が期待される。

また、教員及び学生の制作・表現に向かうモチベーションの向上、社会的評価のフィードバックといった教育効果が見込まれる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-1】大阪芸術大学短期大学部の教育目的、教育目標及び 3 つのポリシーに関する規程

【資料 3-1-2】学生便覧 2023 短期大学部

【資料 3-1-3】学生のしおり 2023 年度入学生対象 通信教育部

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、短期大学設置基準第 7 条（単位）、同第 11 条の 2（成績評価基準等の明示等）、同第 13 条（単位の授与）に基づき単位認定及び卒業認定を本学学則や試験に関する規定において明確に定めている。

各学科において、学位授与における修得すべき内容と目指すべき人材育成を踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準を作成し、ウェブサイト、入学案内、学生便覧、学生のしおりで周知している。

各学科の内容に即したディプロマ・ポリシーを踏まえ単位認定基準、卒業認定基準を適切に運用している。

表 3-1-3 学則第 9 条（卒業要件）・履修方法

第 9 条 本大学を卒業するためには、保育学科、デザイン美術学科、メディア・芸術学科においては 2 年以上在学し、別表に定める履修方法に従い合計 62 単位以上を修得しなければならない。				
---	--	--	--	--

履修方法（通学）

学科	総合教育科目	専門教育科目計		総計
保育学科	計 10 単位以上	必修 30 単位	52 単位以上	62 単位以上
		選択 22 単位以上		
デザイン美術学科	計 12 単位以上	必修 22 単位	50 単位以上	62 単位以上
		選択 28 単位以上 (選択必修含)		
メディア・芸術学科 (メディア、ポピュラー音楽コース)	計 12 単位以上	必修 11 単位	50 単位以上	62 単位以上
		選択 39 単位以上 (選択必修含)		
メディア・芸術学科 (声優・舞台芸術・ポピュラーダンスコース)	計 12 単位以上	必修 9 単位	50 単位以上	62 単位以上
		選択 41 単位以上 (選択必修含)		

表 3-1-4 通信教育部規程第 10 条（卒業要件）・履修方法

第 10 条 保育学科正科生の履修方法は次のとおりとし、総合計 62 単位以上を修得しなければならない。	
--	--

- | |
|----------------------------------|
| 1. 総合教育科目のうち 10 単位以上 |
| 2. 専門教育科目（教職に関する科目を含む。）は 52 単位以上 |

履修方法（通信教育部）

学科	総合教育科目	専門教育科目計		総計
保育学科幼稚園コース (幼稚園教諭2種免許取得)	計10単位以上	必修31単位	52単位以上	62単位以上
		選択21単位以上		
保育学科保育コース (幼稚園教諭2種免許、保育士資格取得)	計10単位以上	必修31単位	52単位以上	62単位以上
		選択21単位以上		

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、1 授業時間を 45 分とし、2 授業時間の 90 分（1 コマ）授業を基礎単位として 1 日に 5 時限の時間割を作成し運用している。

1 学期は 15 週にわたって授業を開講することを原則とし、学期末試験は 15 週の授業期間以外に設定し、補講期間も前期は 2 週間、後期は 1 週間を設けている。また、祝日等によって生じる授業時間の不足については、曜日の振り替えを行うことにより全ての授業科目で 15 回の授業日数を確保している。

単位認定基準は、本学学則第 8 条に「講義及び演習については 15 時間から 30 時間まで、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業を持って 1 単位とする。」ことが定められている。

授業科目ごとの単位認定については、成績評価の報告に基づき決定している。授業科目ごとの評価は、試験及びレポート課題や作品制作課題、研究課題等の評価、授業態度を総合して評価している。評価方法は、学則第 16 条で次のとおり規定している。令和 4 (2022) 年度までの入学生は A (100 点-80 点)、B (79 点-70 点)、C (69 点-60 点)、D (59 点以下) の 4 段階で表し、C 評価以上に単位を認定している。令和 5 (2023) 年度入学生からは S (100 点-90 点)、A (89 点-80 点)、B (79 点-70 点)、C (69 点-60 点)、D (59 点以下) の 5 段階で表し、C 評価以上に単位を認定することとし、併せて GPA 制度を導入した。

成績評価の告知方法としては、学生便覧の「単位認定について」で詳細に記載し、ガイドブックにおいても説明を行っている。科目ごとの評価方法は、シラバスに「テーマと目的」「授業概要」「授業計画（各回予定）」とともに「成績評価方法・基準」として明記し、各授業においても担当教員から説明することで学生へ周知している。

卒業認定については、教務委員会、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、厳正に適用している。

卒業要件は学則第 9 条、通信教育部の卒業要件は通信教育部規程第 10 条に規定され、適切に運用している。

<エビデンス集・資料編>

【資料 3-1-4】大阪芸術大学短期大学部学則

【資料 3-1-5】大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程

【資料 3-1-6】時間割表 大阪学舎、伊丹学舎

【資料 3-1-7】学年暦（過去 3 年）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、卒業認定基準についても、周知し厳正な適用を点検・評価していく。各科目においての評価方法について、複数の教員が同一科目を担当している場合は、シラバスに記載の「成績評価方法・基準」が適正に運用されるよう協議のうえ共通の基準で評価を行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーについては、教育目的をふまえ、本学ウェブサイトに掲載し入学前に閲覧可能である。さらに、入学時に配付する学生便覧において、「教育目的」「アドミッション・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」等とともに掲載し、新入生ガイダンスにおいて各ポリシーについて説明をするなど、学生への周知を図っている。

表 3-2-1 カリキュラム・ポリシー

広く知識を求めて学術の研究に励み、専門的技術の習熟に努め、もって心身ともに健全な文化人を育成することを理念とし、①「総合教育科目」、②「専門教育科目」により構成している。

① 「総合教育科目」

自然や社会、人間とその生活についての基本的な知識や技能を習得すること、また、その習得の過程において確固たる世界観や人間観を形成するとともに、自ら学び自ら考える学び方を身につけることを目指している。

② 「専門教育科目」

学生が学科・コースで専攻する分野についての深い理解を養成し、社会が求める有為な人材を育成することを目指す。

保育学科・通信教育部保育学科

保育学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の教育課程を編成する。

総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学関連の科目や日本伝統文化（茶道・華道）、など多様な科目を設置する。

専門教育科目では、幼稚園教諭2種免許状と保育士資格、社会福祉主事任用資格取得に関する科目を設置し、専門的な知識と方法論を学ぶ。コミュニケーション能力、実践的指導力、プレゼンテーション能力、課題解決能力などを養うために、ゼミ形式の演習科目を設置する。

デザイン美術学科

デザイン美術学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の教育課程を編成する。

総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学関連の科目や日本伝統文化（茶道・華道）など多様な科目を設置する。

専門教育科目では1年次前期に、美術・デザインの基礎的な知識と技術を学び、自己の表現の幅を広げることを目的としている。1年次後期より専門コースを選択し、より専門性の高い知識や技術を身につけながら、個性豊かな発想を追求し、創造性の高い作品づくりをめざす。卒業制作では、2年間の学びの集大成として、作品を制作し発表する。

メディア・芸術学科

メディア・芸術学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の教育課程を編成する。

総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学関連の科目や日本伝統文化（茶道・華道）など多様な科目を設置する。

専門教育科目は、メディア、芸術に関する幅広い科目で構成され、専門的な知識と表現者としての能力の向上をめざす。各分野別に基礎的な技術や理論を学び、習得した技術や理論を活かし、さらに実践的な制作や表現力を養う科目を開設している。卒業制作や公演では、2年間の学びの集大成として発表する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学科が掲げる人材育成目標であるディプロマ・ポリシーに到達するために、カリキュラム・ポリシーを策定しており、一貫性を確保している。

表 3-2-2

学科	カリキュラム・ポリシー	ディプロマ・ポリシー
保育学科 通信教育部保育学科	保育学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の教育課程を編成する。 総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学関連の科目や日本伝統文化（茶道・華道）、など多様な科目を設置する。 専門教育科目では、幼稚園教諭2種免許状と保育士資格、社会福祉主事任用資格取得に関する	豊かな人間性を育み、実践力があり、課題解決能力を身につけ、将来教育・保育に携われる人材を育成することを目標とする。以下のようないくつかの能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に「短期大学士」を与える。 ・幼児教育・保育に関する基本的な専門知識を身につけている ・幼児教育・保育に関する基礎的な技術を修得している

	科目を設置し、専門的な知識と方法論を学ぶ。コミュニケーション能力、実践的指導力、プレゼンテーション能力、課題解決能力などを養うために、ゼミ形式の演習科目を設置する。	・各専門領域において培った専門知識・技術を活用し、課題解決ができる
デザイン美術学科	<p>デザイン美術学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の教育課程を編成する。</p> <p>総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学関連の科目や日本伝統文化（茶道・華道）など多様な科目を設置する。</p> <p>専門教育科目では1年次前期に、美術・デザインの基礎的な知識と技術を学び、自己の表現の幅を広げることを目的としている。1年次後期より専門コースを選択し、より専門性の高い知識や技術を身につけながら、個性豊かな発想を追求し、創造性の高い作品づくりをめざす。卒業制作では、2年間の学びの集大成として、作品を制作し発表する。</p>	<p>時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えた人材を育成することを目標とする。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に「短期大学士」を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術に関わる基本的な知識と基礎的な造形力を修得している ・専門を横断した学習を通して、柔軟な思考力と自由で豊かな発想力を身に附している ・自己の主題を実現する表現手法を修得している
メディア・芸術学科	<p>メディア・芸術学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の教育課程を編成する。</p> <p>総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、人文科学系、社会科学系、自然科学系、語学関連の科目や日本伝統文化（茶道・華道）など多様な科目を設置する。</p> <p>専門教育科目は、メディア、芸術に関する幅広い科目で構成され、専門的な知識と表現者としての能力の向上をめざす。各分野別に基礎的な技術や理論を学び、習得した技術や理論を活かし、さらに実践的な制作や表現力を養う科目を開設している。卒業制作や公演では、2年間の学びの集大成として発表する。</p>	<p>社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材を育成することを目標とする。以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に「短期大学士」を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア・芸術に関わる幅広い視野と、専門的な知識を修得している ・自己の主題を伝え、表現する手法を修得している ・コミュニケーション力や協調性を身に附している

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成され、教養課程として開講している「総合教育科目」と各学科の「専門教育科目」の2つの柱で構成している。

シラバスについては、「科目名」「教員名」などの基本情報とともに、「テーマと目的」「授業概要」「受講上の注意」「成績評価方法・基準」「教科書情報」「参考書情報」「授業計画(各回予定)」、事前事後学修については「授業計画(各回予定)」の中で指示しており、適切に整備している。なお、シラバスはウェブサイトで公開している。

また、単位制度の質を保つため、年間の履修単位数の上限を48単位とし、事前事後の学

修時間が適切に確保されるよう設定している。ただし、保育学科については教員免許及び資格取得に必要な科目は上限単位数に含めていない。

表 3-2-3 学生に関する規定

第1章 授業科目及び履修方法 第2条 学習計画上、1年間に履修できる単位数は48単位を上限とする。ただし、教員免許及び資格取得に必要な科目は上限単位数に含めない。 特に必要な場合には、学科にコース等の区分を設け、授業科目及び履修方法を別に定めができる。
--

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育として総合教育科目を定め開講している。総合教育科目では、豊かな人間性と深い教養を身につけるため、一般教養、外国語、保健・体育の科目に加えて、伝統文化を学ぶ科目として「茶道」「華道」を開講している。

カリキュラム・ポリシーにおいて総合教育科目は「自然や社会、人間とその生活についての基本的な知識や技能を習得すること、また、その習得の過程において確固たる世界観や人間観を形成するとともに、自ら学び自ら考える学び方を身につけることを目指している。」と定め、教養教育を適切に実施している。

なお、本学では教育の重要性に鑑み、総合教育科目の教員組織に主任教授を置き、教養教育のより一層の充実に取組んでいる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、専門教育科目の実習・演習科目で、アクティブ・ラーニングに取組んでいる。例えば、保育学科ではグループワークによる模擬保育、デザイン美術学科では作品制作や合評、メディア・芸術学科では取材や撮影など、課題に対して学生が主体的に考え実践できるよう、グループディスカッションや実技発表等を通して学びを深めている。

教授方法の改善を進めるための組織体制としてFD委員会により、授業評価アンケート、公開授業を実施し、結果をフィードバックし、教員の自己点検・評価を定期的に行ってい

る。

また、カリキュラム・ポリシーに基づき、学科ごとに次のような取組みを行っている。

保育学科

「幼稚園教諭2種免許」「保育士資格」取得のため、より具体的に乳幼児や保育現場を理解し、「教育実習」や「保育実習」に柔軟に臨めるように、入学当初から附属幼稚園での見学実習、実習指導科目での模擬保育を実施するなどスムーズに保育者としての知識、技術が得られる工夫を行っている。また、幼児教育現場での実践的な能力を養うために保育技術の指導に力を注ぎ、「音楽III・音楽IV」のピアノの授業は個人指導で行い、芸術教育への指導力強化にも努めている。またコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などを養うために1年次で「プレ・ゼミナール」、2年次で「保育・教職実践演習(幼稚園)」を通して修得した知識・技術を発表し、自らが自覚して行動する保育者を養成している。

「保育・教職実践演習（幼稚園）」では「履修カルテ」を利用し、後期授業開始時に1年半の学修の振り返りと今後の課題、後期終了時には自己評価を行っている。

デザイン美術学科

1年次において、必修科目「美術学概論」「デザイン概論」「デッサン」「コンピュータ基礎」「専攻実習Ⅰ」を課し、選択必修科目として「基礎実習Ⅰ～Ⅷ」のうち3科目6単位以上を修得することとしている。

この基礎実習の専攻分野は、コース・専攻と連動した8分野となっており、コース・専攻の境界領域を学ばせることで、造形芸術における境界領域の開拓を図れるよう工夫されている。また、コース選択のためにも必要な科目となっている。

「専攻実習Ⅲ」では、クロスプログラムとして、自身のコース以外の専攻を選択することができるシステムを導入している。希望する専攻の基礎実習を修得済であることが条件ではあるが、他コースの学生との関わりや技術の習得により、さらに広い視野で作品制作に取組むことができるよう工夫されている。

さらに、「クリエイティブ研究」の履修を推奨しており、専攻コースを超えてさまざまなコースの教員の指導を仰ぐことができ、学生自らの希望をもとに、より自由な創作を可能とするよう工夫・開発している。

メディア・芸術学科

各コース・分野の概論や基礎演習を選択必修科目として5科目10単位以上の修得を義務付けており、全コースの学生に分野の境界領域を学ばせることで、メディア全般の知識を身に付ける工夫をしている。

カリキュラム・ポリシーに「専門的な知識と表現者としての能力の向上をめざす」とあるように、1年時から学内外での公演、発表の機会を提供している。

また、2年次には学びの集大成として卒業公演・コンサート・卒業制作展での発表等が用意されており、舞台芸術コース、ポピュラー音楽コース、ポピュラーダンスコースにおいては卒業公演（学外）、メディアコース、声優コースにおいては卒業制作展での卒業公演（学内）、作品展示・発表を行っている。メディアコースのライティング・編集・取材・WEB系では「TanTan」の発行、映像系ではドラマ撮影など、それぞれのコースや分野での作品発表やコンテストの応募などを行い、学生たちの学習への意欲をより引き出す努力をしている。

通信教育部

通信授業の教材は、法改正や保育を取り巻く環境の変化に素早く対応できるよう本学が指定した市販本を使用し、テキストの内容を補足することを目的に教員が編集した学習指導書を提供している。学習指導書は学習支援システムでも確認できるようにしている。

面接授業（スクーリング）は夏期・冬期を中心に一定期間に集中して開講されるものや、土曜・日曜といった週末を利用して開講されるものなど、働きながら学ぶ学生の利便性を考慮して実施している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 3-2-1】大阪芸術大学短期大学部 FD 委員会規程

【資料 3-2-2】履修カルテ

【資料 3-2-3】クロスプログラム・クリエイティブ研究

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーを適切に反映できるよう内容の整備を含めた教員向けのシラバス作成マニュアルの整備を進めていく。

また、FD委員会において授業評価アンケートや公開授業の結果について定期的に討議し、教授方法の工夫や開発について効果的な活用を検討していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では「建学の精神」を踏まえた三つのポリシーを制定し、大学教育に取組んできた。三つのポリシーを踏まえた達成状況、教育効果、学生の学修成果の評価の方法として、令和 5（2023）年度にアセスメント・ポリシーを策定した。

学修状況に関する調査

令和 4（2022）年度から在学生アンケートを実施し、質問項目は入試から学修、施設関連など多岐にわたった内容となっており、授業や学修に関する結果を点検し、学生の学修状況を確認・評価のうえ検討していく。

学生生活満足度調査については、さらに内容を検討しディプロマ・ポリシーに沿ったものとなるよう検討を進める。

免許・資格取得状況（大阪学舎）

保育学科において、保育士資格、幼稚園教諭 2 種免許状の資格を学修の中で、取得できるカリキュラムとなっている。また、指定の選択科目を修得することで、社会福祉主事任用資格、およびこども音楽療育士の資格取得も可能としている。

資格取得状況（伊丹学舎）

デザイン美術学科では、フラワー装飾技能士 3 級（国家資格）、資格取得を目指した科目を設定し、学生の授業に臨む意識を高めている。フラワー装飾技能士 3 級については、受講者がほぼ全員受験し合格している。

メディア・芸術学科では、舞台機構調整技能士3級、照明技術者技能認定2級の資格を取得することを目指す科目を開講し、その分野を希望する学生が受験している。

就職先アンケート調査

教育・研究活動や就職支援の改善、向上を目的として、令和4（2022）年度から実施した。質問事項では、「採用について重視する点」「本学の卒業生にどの能力が身についているか」や自由記載欄を設け、在学中の学びの成果として卒業後に活かされているかを確認し、教育内容に反映できるよう情報収集をしている。

授業評価アンケート

各学期終了時に実施しており、学生自身が学修について振り返る項目や、シラバスに記載の目標を達成できたか、授業に満足したかなどの学生の学修成果の確認をする項目を設定している。

結果は、各担当教員にフィードバックされ、授業内容、授業方法、が適切なものであるか、学生が学修成果を確認できているかなどの点検、評価をしている。

学科別学修成果の点検・評価

保育学科

「保育・教職実践演習」の学修成果発表をゼミごとにポスター発表形式で行い、発表後は一定期間学内に掲示し、1年生、またオープンキャンパス参加者にも見てもらえるよう公表している。また、学内の発表としてウインターフェスティバルを開催し、保育技術の学修成果の発表の場、振り返りの機会となっている。

デザイン美術学科

各実習授業では、合評を行い自身の作品を発表し講評を受ける時間を設けている。自身の作品と他の作品を比較する機会にもなり、互いに刺激を受けあい作品の向上につながっている。

メディア・芸術学科

専門教育科目において、実習・演習科目では、各授業での作品発表（プレゼンテーション）や、学内外での作品発表や、コンサートなどに向けて取組むことで、授業の成果が発揮される機会により学修成果を点検している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料3-3-1】アセスメント・ポリシー

【資料3-3-2】在学生アンケート

【資料3-3-3】学生生活満足度調査（過去3年）

【資料3-3-4】免許・資格取得状況

【資料3-3-5】就職先アンケート調査（過去3年）

【資料3-3-6】授業評価アンケート（過去3年）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、「授業評価アンケート」「在学生アンケート」「学生生活満足度調査」など、学生に対するアンケートを実施しており、「授業評価アンケート」の評価結果については、FD委員会と事務室が中心となって集計・分析を行う。各授業担当教員に対して評価結果を通知し、「授業評価アンケート」の評価結果が授業内容・方法及び学修指導等の改善に向けて適切にフィードバックされるよう取組んでいる。特に、授業評価アンケートには、「この授業で良かった点」「この授業で改良して欲しい点」「所属学科全般について感じたこと」の3つの自由記述式の設問が用意され、学生のさまざまな意見が寄せられている。この学生からの授業に対する意見については、授業方法の改善や学修支援に反映し教育目標の達成度を図る方法の一つとなっている。

また、公開授業を実施しており、参加した教職員は「公開授業聴講感想記述用紙」を提出することとしている。授業担当教員に対しては、「授業評価アンケート」の集計結果と「公開授業聴講感想記述用紙」を踏まえて、授業内容の自己点検を要請し、さらなる向上を目指して「授業内容自己点検報告書」の提出を求めている。

「在学生アンケート」では、学生の授業外学修の時間や教員の対応、自由記述等の項目が設定されており、今後データを分析しその結果を教員へフィードバックしていく。

「就職先アンケート調査」の集計結果では、自由記載欄含め、多くの会社から、コミュニケーション力が重視されていることや仕事に向き合う姿勢についての記載があった。就職委員会では、集計結果の報告と在学中の学びの成果として卒業後に活かされているかを確認しているところである。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

さまざまな視点からアンケートを実施しているが、調査方法や質問事項、実施時期について精査していくことで、教育内容・方法及び学修指導等の改善をはかり、学修成果の向上につなげていく。

また、アセスメント・ポリシーは、機関レベル、教育課程（学科・コース）レベル、授業科目レベル、の3段階で学修成果を検証していく。

[基準3の自己評価]

建学の精神、教育目的等を踏まえたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを学科ごとに設定し、学生便覧、ウェブサイトなどで周知している。

ディプロマ・ポリシーに沿った単位認定基準、卒業認定基準を学則や規程で明確に定めており、厳正に適用している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーには一貫性があり、教育課程においてカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成の上、実施している。

シラバスは、項目に分けて明確に作成しており、開講している全科目についてウェブサイトで公開している。事前事後の授業外学修についても記載しており、適切に整備している。単位制度の実質を保つため、履修単位数の上限を適切に設定している。

本学では、専門教育科目における実習・演習科目を数多く設けており、学生が主体的に授業に参加するアクティブ・ラーニングへの取組みを実践している。

さまざまなアンケートを実施し、内容を分析の上、フィードバックすることにより、教員へ自己点検を促している。その結果、教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。

以上のことから、本学は基準3を満たしていると評価できる。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、「大阪芸術大学短期大学部学則」第44条において、「本大学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。」と規定し、短期大学の意思決定に係る権限と責任について明確に定めている。

教授会では本学学則「第8章 教授会」及び教授会運営に関する規程（「大阪芸術大学短期大学部教授会運営規程」）に基づき、学長が議長となり学則に掲げる事項について意見を聴取した上で、短期大学の教学面における意思決定を行っている。

本学の教育活動上の事項は、各学科・課程・委員会等において発議され、当該組織の合意の下に、学長が主宰する教授会や各委員会で審議した後、実行に移される。各種の委員会においては14の委員会のうち8つの委員会で学長が委員長を務め、6つの委員会は学長が委員長の任命を行っている。また、審議結果は学長の同意・決定を以って発効するよう規定されている。

本学の学長は、法人の副理事長として理事会、常務会に参画しており、審議内容並びに意思決定は教学部門と管理部門相互の意向が反映され現実に沿ったものとなっている。

以上のことから、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて学長のリーダーシップが発揮される体制が整えられている。

表4-1-1 各種委員会・委員長一覧

委員会名	委員長	委員長を規定する条文
資格審査委員会	学長	委員長には学長をもって充てる。
入試委員会	学長	委員長には学長をもって充てる。
教務委員会	学長指名	委員長は学長が指名する。
学生委員会	学長指名	委員長は学長が指名する。
学術研究委員会	委員互選	委員長は、委員の互選による。
人権教育推進委員会	学長指名	委員長は学長が指名する。
就職委員会	学長指名	委員長は学長が指名する。

奨学生審査委員会	学長	委員長は学長とする。
通信教育部委員会	学長指名	委員長には通信教育部長をもって充てる。 (通信教育部長は学長が指名する。)
FD 委員会	学長	委員長は学長とする。
自己点検実施委員会	学長	委員会には委員長を置き、学長がこれにあたる。
内部質保証委員会	学長	委員長には学長をもって充てる。
省エネルギー推進委員会	学長	委員長には学長をもって充てる。
基本計画検討委員会	学長	委員長には学長をもって充てる。

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-1-1】大阪芸術大学短期大学部学則

【資料 4-1-2】大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程

【資料 4-1-3】令和 4 年度 各種委員会委員一覧

【資料 4-1-4】学校法人塚本学院例規集 21 号

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長が短期大学の意思決定を行うにあたり、諮問し、審議を行う「教授会」は「教授会運営規程」により、学長、専任教授、准教授並びに専任講師から組織されている。学則第 50 条により、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとし、また、同条第 2 項により、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べることができると定めている。

教授会の開催は、定例会と臨時会があり、定例教授会は原則として毎月 1 回開催している。臨時教授会は緊急を要する議案が発生した場合、必要に応じて開催される。

表 4-1-2 大阪芸術大学短期大学部学則

第 8 章 教授会	
第 49 条	本大学に教授会を設置する。教授会は学長、学長補佐及び専任教授を以ってこれを組織する。
	学長は教授会を招集し、その議長となる。
第 50 条	教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
	1. 学生の入学、卒業及び課程の修了
	2. 学位の授与
	3. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
	2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
	3. 教授会運営に関する規程は別に定める。
第 51 条	学長は必要と認めたときは、准教授又は講師を教授会の審議に参加させるこ

とがある。

また、教授会とは別に専門的な内容に関する諮問・審議機関として、次のとおり各種委員会が体系的に構成されており、それぞれに委員会規程を定めて運営している。これらの委員会は、責任者として委員長を置き、各学科及び教養課程から選出された教員及び担当職員で構成しており、学生・教職員の意見や要望をくみ上げ、審議内容に反映させることができる仕組みとなっている。また、学則の改廃等、重要な事項については、法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

通信教育課程においては、「通信教育部委員会」が設けられており、通学課程の教授会と同様に通信教育課程全般に関する事項についての審議が行われている。

以上のことから、本学の意思決定における学長の権限と責任及び教授会や各種委員会の役割は明確であり、教学マネジメントの体制を構築したうえで適切に運営している。

表 4-1-3 各種委員会一覧

委員会名	規程名	主な審議内容
資格審査委員会	資格審査委員会規程	教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手、非常勤講師）の資格の審査
入試委員会	入試委員会規程	入学試験及び留学生の入学に関する事項
教務委員会	教務委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム・履修 ・その他教学、教務全般に関する事項
学生委員会	学生委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 学生の厚生補導、福祉及び障がい学生の支援に関し ・学長から諮問された事項 ・委員、各事務室から提議された事項
学術研究委員会	学術研究委員会規程	学内研究発表及び紀要の原稿の依頼、選定、編集、印刷等必要な事項
人権教育推進委員会	人権教育推進委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育に係る ・基本方針・推進のための諸事業の計画 ・指導体制並びに授業計画 ・資料の収集、調査・研究と成果の公表 ・講演会、研修会の開催 ・関係機関との連絡提携 ・その他人権教育の推進に関する事項
就職委員会	就職委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・求人開拓 ・就職希望者に対する指導、助言 ・学内選考・その他就職に必要な事項
奨学生審査委員会	奨学生審査委員会規程、 学費免除・奨学規程	<ul style="list-style-type: none"> ・学費免除・奨学規程に定める奨学生の選考、資格の喪失、給付の休止 ・その他奨学制度に関する事項

通信教育部委員会	通信教育部委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に関すること ・学則その他関係諸規程に関すること ・学生の入学、退学、卒業、復学、休学及び賞罰に関すること ・通信教育部のテキストの改定に関すること ・その他通信教育部の重要事項に関すること
FD 委員会	FD 委員会規程	<p>FD 活動に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画立案　・実施計画の立案　・評価 ・情報収集と提供 ・その他、学長の諮問する事項
自己点検実施委員会	自己点検実施規程	<p>教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の募集、受入・学籍 ・カリキュラムの編成と実施 ・教授方法　・学生生活指導　・就職 <p>研究活動、国際交流・協力、社会活動・連携、施設設備等、広報等</p>
内部質保証委員会	内部質保証委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証の方針と手続きに関する事項 ・教育研究等の計画、実施、自己点検・評価、改善に関する事項 ・外部委員による外部評価に関する事項 ・認証評価その他の第三者評価に係る事項 ・その他内部質保証に関し必要な事項
省エネルギー推進委員会	省エネルギー推進委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー対策の立案及び実施に関する事項 ・その他省エネルギー推進に関する事項
基本計画検討委員会	基本計画検討委員会規程	<ul style="list-style-type: none"> ・塙本学院基本計画検討委員会より諮問を受けた事項

注) 委員会名、規程名の「大阪芸術大学短期大学部」は省略。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の業務執行については、「学校法人塙本学院組織機構・事務分掌規程」において、組織、職制及び事務分掌を定めており、各事務部門が果たす役割を明確にし、教学マネジメントの機能性を維持している。

本学の事務組織の構成は、「学校法人塙本学院組織機構図」のとおりである。

本学の組織は、事務局の下に大阪学舎事務室と伊丹学舎事務室を置き、基本的な業務を行っている。入試、学務、就職の機能を統合した事務室は、庶務、施設管理、学生生活支援、厚生補導、保健相談・健康管理から教務全般についての事務や学生の就職・進路支援、学生募集、入試運営、広報をそれぞれ担当している。また、通信教育部にも事務室を置いて課程ごとの事務を行っている。

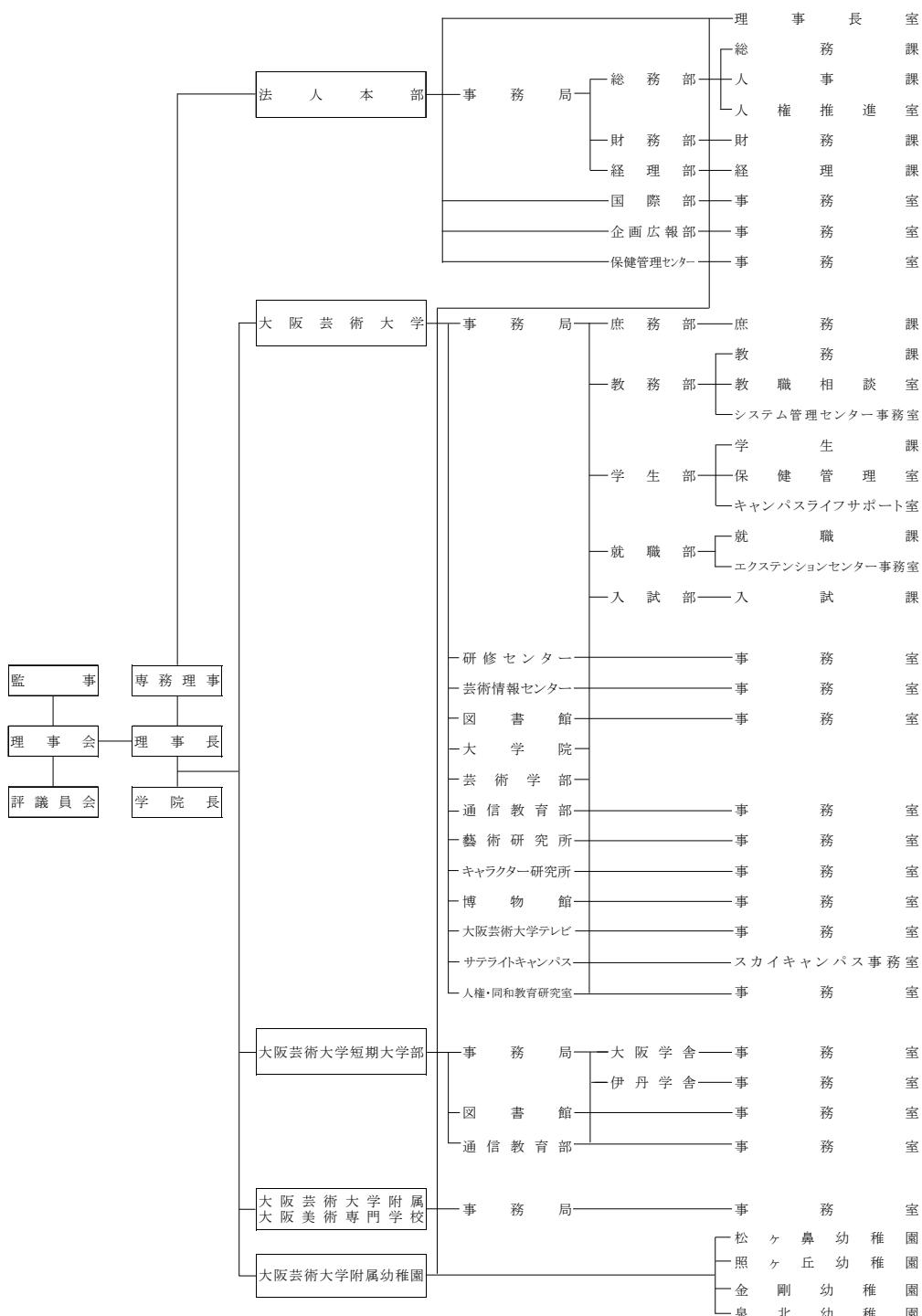
保健室、学生相談室には、看護師、カウンセラーを配置しており、学生支援における専門的な業務に対応している。また、図書館には図書館事務室を置き、図書資料等の収集・保管・閲覧・貸出等の事務を担当している。

その他、大阪市阿倍野区の大阪芸術大学スカイキャンパス（あべのハルカス 24 階）、長野県上田市の菅平高原研修センターにも職員を配置し、研究活動を支援している。

大阪芸術大学短期大学部

図 4-1-4 学校法人塙本学院組織機構図（令和 5 年 4 月現在）

学校法人塙本学院事務組織機構図



＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-1-5】学校法人塙本学院組織機構・事務分掌規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定及び業務の執行の体制は適切に整え運営されている。また、規程に基づいた業務執行体制を整備しており、各部署間の情報伝達や連携についても円滑に行われている。今後は、現状の体制を維持しながら、学長のリーダーシップがより発揮でき、意思決定機関が良好に機能するよう透明性のある管理運営体制の整備を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学はカリキュラム・ポリシーにおいて「専攻する分野についての深い理解を養成し、社会が求める有為な人材を育成することを目指す。」と定め「演習・実習」科目を中心に教育課程を構築している。そのため教員組織の構成も多様な人材を確保し、専門性の高い教員に加え、芸術や実社会での実務経験の豊富な教員を配置している。下表エビデンス集（共通基礎データ様式 1）のとおり、すべての学科において短期大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。また、教職課程を置く保育学科については教職課程認定基準等の必要専任教員数を満たしている。

教員の採用は「学校法人塙本学院専任職員の任免に関する規程」及び「大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則」に基づき行っており、就業規則第 3 条には、本学の求める教員像が「個人の尊厳を重んじ、真・善・美を探求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造をめざす教育の実践者」と定め、運用している。

採用にあたっては、各学科からの希望、推薦をもとに、事務局長、教務担当部署並びに人事課が計画を策定・立案し、常務会及び資格審査委員会で同規定第 6 条に定める「大阪芸術大学短期大学部教育職員資格審査基準」により審議し、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。

昇任も採用と同様、「学校法人塙本学院専任職員の任免に関する規程」に基づき行っている。昇任案は採用の場合と同様に立案され、常務会及び資格審査委員会で審議、検討し、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。審議にあたっては教育業績、研究業績、社会貢献、管理運営面での貢献などを総合的に判断している。

表 4-2-1 エビデンス集（共通基礎データ様式 1）より

学科・専攻課程の名称	専任教員等								非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手		
保育学科	6人	3人	2人	0人	11人	8人	3人	0人	20人	10.8人
デザイン美術学科	8人	10人	1人	0人	19人	9人	3人	0人	55人	20.5人
メディア・芸術学科	14人	1人	1人	0人	16人	9人	3人	0人	55人	16.5人
教養課程	4人	0人	1人	0人	5人	—	—	0人	11人	—
(短期大学（専門職学科含む）全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	6人	2人	—	—	—
通信教育部保育学科	9人	1人	7人	0人	17人	—	—	0人	27人	31.6人
(短期大学（専門職学科含む）全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	2人	1人	—	—	—
計	41人	15人	12人	0人	68人	34人	12人	0人	168人	—

<エビデンス集・資料編>

【資料 4-2-1】学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程

【資料 4-2-2】大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則

【資料 4-2-3】大阪芸術大学短期大学部資格審査委員会規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の「FD 委員会」は学長を委員長とし、各学科長及び教養課程主任教授、通信教育部長、事務局長、学務部長及び学長が委嘱する委員（若干名）で構成される。

FD 委員会では、授業評価アンケート、公開授業、学術研究委員会では、学内研究発表会を企画し、実施している。専任教員に対して公開授業の結果と授業評価アンケートの集計結果を踏まえて、授業内容の自己点検を要請し、授業内容のさらなる向上を目指して「授業内容自己点検報告書」の提出を求めるなど教員の資質・能力向上への取組みを重ねている。

授業評価アンケート

毎年、前期・後期の年 2 回、授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートは、原則全科目・全教員を対象に実施しているが、学生個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。学生自身の出席状況や教員の授業実施状況など 14 項目と自由記述の 3 項目から構成されている。アンケート結果は教員にフィードバックされ、授業改善の一環となり、教員の資質・能力向上に取組んでいる。

公開授業

FD 委員会において、教員が授業を相互に聴講することで自らの授業方法の改善につなげることを目的として、公開授業を実施している。

公開授業に参加した教職員から提出された「公開授業聴講感想記述用紙」に基づき、授業内容・教授方法の改善などの自己点検を目的とした「授業内容自己点検報告書」の提出を求めており、担当教員自身が教育効果の向上および改善に取組んでいる。

研究業績報告

自己点検・評価活動の一環として、専任教員全員に、毎年度初めに前年度の研究業績について報告を求めている。芸術系短期大学としての特性によるさまざまな専門領域にわたる研究活動を、広く報告してもらえるよう、A（著書・論文等）、B（その他の文筆や口頭による発表）、C（実技発表）の3つに分類して提出を求めている。これらは主に昇任・昇格の際の参考として用いられている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料4-2-4】大阪芸術大学短期大学部FD委員会規程

【資料4-2-5】授業評価アンケート（過去3年）

【資料4-2-6】公開授業について（依頼）

【資料4-2-7】授業内容・方法の改善について（依頼）

【資料4-2-8】研究業績報告書

A（著書・論文等）、B（その他の文筆や口頭による発表）、C（実技発表）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の充実を図り、適切かつ十分な専任教員の配置を行うため、各学科の専門分野や年齢構成等を踏まえた中長期的な教員の採用、昇任の検討を進める。特に中長期的な観点から、教育・研究の充実・発展には若手教員、特に40歳から50歳代の准教授、講師、助教等の採用を促進し、計画的かつ組織的に教員の若返りを図る。全体の開講授業数や教員一人あたりの担当授業数のバランスに注意しつつ、教育目的及び教育課程に即した教員の適正な配置を進めていく。

また、授業評価アンケート、公開授業をもとに各教員が考察し、改善や工夫をした結果について継続的に効果を確認し、教員の職能開発の維持向上を図っていく。さらに、FD委員会において、授業評価アンケートや公開授業を検討し効果の確認や検証を進めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上(SD)については、「学校法人塙本学院事務職員就業規則」に基づき、全ての教職員に対し採用時に学院の概要、諸規程・制度、就業規則・服務、諸手続についての説明や「教職員ガイドブック」の配付による初任者研修を行っている。

また専任教員に対しては、文部科学省、日本私立短期大学協会、私立学校振興・共済事

業団、私学経営研究会等の各団体が実施する学外研修等への参加を促進している。その他、令和元(2019)年度から外部民間団体が実施するビジネスセミナーに順次派遣し、経験年数や職階等に応じた講座を受講させている。受講後には学修内容を今後の業務に活かす具体的な方策や感想・要望等をまとめた研修報告書の提出を義務付け、職員の更なる資質・能力向上を図っている。

定期的に人権研修を実施しており、毎年度、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、法人本部人権推進室が主担となり、専任教職員、非常勤職員、非常勤副手等を対象に研修を実施している。10～20人程度のグループ研修の形式により、人権に関する情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚を身につけることを目的に実施している。

また、本学院では毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標等を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、あわせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」を提出させている。これは、各課・室で共通の目標を持ち、業務に取組むことで一体感を形成し、業務の効率化や向上を目指すもので平成15(2003)年度から続けており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料4-3-1】学校法人塚本学院事務職員就業規則
- 【資料4-3-2】教職員ガイドブック（事務職員）
- 【資料4-3-3】教職員ガイドブック（短期大学部教育職員）
- 【資料4-3-4】外部機関研修等への参加状況 令和4年度
- 【資料4-3-5】ビジネスセミナー参加状況
- 【資料4-3-6】人権研修実施資料 令和4年度
- 【資料4-3-7】目標設定届・目標達成報告書

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学運営に関わる職員の資質・能力向上の取組みとして、学内では初任者研修や人権研修を実施しており、学外研修としては、文部科学省や日本私立短期大学協会等が行う教育現場で求められる専門的な内容の研修参加に加えて、民間団体が実施するビジネスセミナーを取り入れ、昨年度までに対象者のほぼ全員が初回の受講を終えている。2度目の受講開始に向け、研修報告書を精査しより効果的な研修に取組んでいく。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の専任教員には研究室を割り当てており、必要に応じてパソコン等の備品や消耗品を大学が用意し研究環境を整備している。

また、応募制による本学独自の研究助成制度として、「塙本学院教育研究補助費」「出版助成」「海外研修員制度」を設け、意欲ある教員の研究活動に対し援助を行っている。

外部資金の獲得については、科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする公的研究費申請に向けての支援や採択後の備品・消耗品の調達等研究費の執行におけるサポート体制として、事務局、図書館及び法人本部に研究費担当職員を配置し、研究活動をバックアップするほか、資金管理も適切に行っている。

また、教員の研究テーマを周知することを目的として、学術研究委員会が企画する学内研究発表会を毎年実施している。教職員を対象に公開し、発表内容は保育・幼児教育、メディア、デザインそして教養分野と多岐にわたる。発表後に行われる質疑応答では活発に意見が交わされ、参加者は自身の専攻領域とは異なる分野の知識を得ている。この研究発表会の果たす役割は有意義なものであり、本学における教育研究の重要な活動として位置づけている。

さらに、「紀要」を毎年度発行している。経験豊富な者から若手にいたるまで、教員が個々の研究発表を公に示す手段として活用する中、非常勤教員にも執筆資格を与えることにより、本学にかかわるすべての教員に対して投稿機会の門戸を広げている。投稿を希望する場合、毎年6月末日までに上述の研究業績報告内容とは異なるテーマを掲げて年度内に研究論文として執筆し、それらを年度末にCD-ROMとして編集、作成のうえ本学に所属する全教員及び関係各方面（全国の短期大学図書館等）へ配付している。

表 4-4-1 学内研究発表会の内容 令和4年度実績

開催日時	令和4年11月19日(土曜日) 13時30分から17時10分まで	
開催場所	大阪学舎3号館2階 3-201 講義室	
参加者数	31人(教員18人、職員13人)	
発表者		
所属	教員名	研究(発表)テーマ
保育学科	高橋 純	科学的見地に基づいた歌唱指導の検討—歌い手のフォルマントとリアルタイムMRIを用いた発声器官の分析—
メディア・芸術学科	立岩陽一郎	なぜ民間放送は始まったのか —戦後日本の放送史を考える—
デザイン 美術学科	林 日出夫	特撮映画から怪獣文学へ
教養課程	福井 康雄	日本の海洋生物のレッドデータブック作成について

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-4-1】教育研究補助費運営委員会規程
- 【資料 4-4-2】塙本学院教育研究補助費規程
- 【資料 4-4-3】教育研究補助費申請書一覧（過去 3 年）
- 【資料 4-4-4】教育研究補助費研究成果報告：短期大学部ウェブサイト
- 【資料 4-4-5】学校法人塙本学院出版助成規程
- 【資料 4-4-6】学校法人塙本学院塙本英世記念国際交流計画に基づく海外研修員募集要項
- 【資料 4-4-7】学校法人塙本学院科学研究費補助金取扱規程
- 【資料 4-4-8】科学研究補助費採択一覧（過去 3 年）
- 【資料 4-4-9】紀要編集規程
- 【資料 4-4-10】紀要 第 47 号（CD-ROM）
- 【資料 4-4-11】紀要：短期大学部ウェブサイト

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

教職員の研究活動に関しては、「学校法人塙本学院研究倫理規程」「学校法人塙本学院科学研究費補助金取扱規程」「学校法人塙本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を定めている。また、平成 26（2014）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受けて、「学校法人塙本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塙本学院研究行動規範」「学校法人塙本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塙本学院内部監査規程」を新たに制定し、研究倫理の確立と厳正な運用の体制整備を行った。

また、研究倫理教育（コンプライアンス教育）に関する具合的な取組みとして、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する「研究倫理教育 e ラーニングプログラム」を全学で採用しており、専任教員及び研究費事務に携わる職員を対象にプログラムの受講を義務付けている。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 4-4-12】学校法人塙本学院研究倫理規程
- 【資料 4-4-13】学校法人塙本学院科学研究費補助金取扱規程
- 【資料 4-4-14】学校法人塙本学院公的研究費管理・運営規程
- 【資料 4-4-15】学校法人塙本学院研究行動規範
- 【資料 4-4-16】学校法人塙本学院公的研究費における不正防止等に関する規程
- 【資料 4-4-17】学校法人塙本学院内部監査規程
- 【資料 4-4-18】e ラーニングプログラム受講状況

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学における教員の研究活動への資源配分として、「塙本学院教育研究補助費」では、当該補助費規程において補助額を「研究計画 1 件につき 50 万円を限度として支給する。」と定めており、令和 4（2022）年度には、8 件、合計 3,858,266 円の応募申請が採択された。また、研究費受給者には「公的研究費使用のルール」及び「塙本学院教育研究補助費ガイドブック」を配付し、研究費の適切な使用と利便性を図っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 4-4-19】塙本学院教育研究補助費規程

【資料 4-4-20】公的研究費使用のルール

【資料 4-4-21】塙本学院教育研究補助費ガイドブック

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動の助成について、学内助成制度の応募件数の減少や、作品制作、演奏、発表といった実技を主な研究テーマとする教員への支援・促進が課題となっている。応募に関する情報の適切な周知や制度・書式の見直しなどの改善を図っていく。

[基準 4 の自己評価]

本学は学長がリーダーシップを發揮できる体制を整備しており、校務執行における権限に関しては、事務分掌規程、各種委員会規程等によって、それぞれの役割と負うべき責任が規定されており、権限が適切に分散されている。

教員の採用・昇任・配置に関しては、専任職員任免規程、就業規則等に則り行っており、採用については、資格審査委員会において、当該教員の業績と担当教科、教育目的及び教育課程との関連性等についての審査が行われている。

また、教員の職能開発については、FD 委員会を組織し、授業評価アンケートや公開授業によって資質や能力の向上に取組んでおり、職員の研修（SD）に関しては、初任者研修、人権研修といった学内研修や各種団体の実施する外部の研修会の参加を奨励するほか、外部民間団体が実施するビジネスセミナーを取り入れ、昨年度までに対象者の全員が初回の受講を終えている。

研究支援に関しては、研究環境の整備や研究倫理の確立が図られており、厳正に運営・管理を行っている。

以上のことから、本学は基準 4 を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人塚本学院は、「学校法人塚本学院寄附行為」第 3 条において、「この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。」とし、同第 4 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を行う。」とその目的を定めている。本学院並びに本学の経営は、「寄附行為」をはじめとする各規則・規程に則り適切に運営を行なっている。

組織倫理に関しては、「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」を設けているほか、「大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則」「学校法人塚本学院事務職員就業規則」「個人情報の保護に関する規程」を定めている。教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理規程」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」を定めているほか、「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」に基づき、「学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塚本学院研究行動規範」「学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塚本学院内部監査規程」を制定している。

「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとするこれら諸規程は、「学校法人塚本学院例規集」(CD-R) に収録し教職員に配付しており、規程に基づく経営の規律と誠実性の維持に努めている。

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 5-1-1】学校法人塚本学院寄附行為
- 【資料 5-1-2】学校法人塚本学院コンプライアンス規程
- 【資料 5-1-3】大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則
- 【資料 5-1-4】学校法人塚本学院事務職員就業規則
- 【資料 5-1-5】個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-6】学校法人塚本学院研究倫理規程
- 【資料 5-1-7】学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程
- 【資料 5-1-8】学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針
- 【資料 5-1-9】学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程
- 【資料 5-1-10】学校法人塚本学院研究行動規範
- 【資料 5-1-11】学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程

【資料 5-1-12】学校法人塚本学院内部監査規程

【資料 5-1-13】学校法人塚本学院例規集 21 号

【資料 5-1-14】学校法人塚本学院情報公開規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院は、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る取組みについて、単年度ごとに事業計画を策定している。この事業計画は、評議員会に諮問し、その後、本学院の最高意思決定機関である理事会において審議され承認されたものであり、年度ごとの目標実現に向けた指針となるものである。また、翌年度には事業報告書が取りまとめられ、使命・目的実現のための取組みに関する報告が行われる。事業報告書は本学のウェブサイトにも掲載され、使命・目的の実現に向けた継続的努力の実践と意思を表明している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮

本学は節電に取組んでおり、エアコンの設定温度の基準を設け、省電力化と CO₂ 排出量の削減に取組んでいる。なお、各教室における照明の LED 化を進めており、伊丹学舎では令和 5 (2023) 年度にテレビスタジオについて LED 照明に切り替える予定である。これによって、すべての教室において LED 化が完了する。

また、伊丹学舎には敷地の広範囲に芝生や樹木が植えられており、CO₂ の削減や気温の急激な変化に対してある程度抑える効果も期待され、自然の循環を利用した環境となっている。今後も、地球環境に配慮した取組みを目指してキャンパス計画を進めていく。

人権への配慮

人権に関する取組みとしては、法人本部に人権推進委員会及び人権推進室、本学に人権教育推進委員会を設置し、教職員に対する人権意識の啓発を目的として、講演会や研修会等を企画・立案し実施している。

人権推進室の取組み

ハラスメント防止を目的としたリーフレットを作成し、全教職員に配付している。

また、理事長を委員長とする法人本部人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、毎年、教職員人権研修を実施している。教員は学舎ごと、職員は役職ごとに開催し、最新の人権にまつわる情報の共有と教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼としてディスカッション形式で研修を行っている。令和 4 (2022) 年度は「コロナ禍で増す合理的配慮を踏まえた学生支援のあり方について」をテーマに実施した。過去 3 年間の教職員人権研修のテーマ等は次のとおりである。

表 5-1-1 教職員人権研修のテーマ

実施年度	研修テーマ	備考
令和 2 年度	「感染症と人権」	新型コロナウイルス感染防止対策のため冊子配付により実施

令和 3 年度	「多文化共生社会にむけて」	新型コロナウイルス感染防止対策のため動画配信により実施
令和 4 年度	「コロナ禍で増す合理的配慮を踏まえた学生支援のあり方について」	

人権教育推進委員会の取組み

人権教育推進委員会で決定したテーマに基づき講師を選定し、教職員を対象に人権教育講演会を開催している。過去 3 年間の人権教育講演会の内容等は次のとおりである。

表 5-1-2 人権教育講演会の内容

実施年度	講演のテーマ	講師
令和 2 年度	「コロナ禍の中、附属幼稚園と保育学科の経営－誰も「悪者」にしない経営の視点を大切にした苦労話－」	保育学科 西林幸三郎
令和 3 年度	「ジェンダー×教育史－短大の過去と未来－」	保育学科 森岡伸枝
令和 4 年度	「特別支援教育への理解－幼稚園での実践を通して－」	保育学科 山根章子

安全への配慮

防災への取組み

本学では消防法に基づき「大阪芸術大学短期大学部消防計画」を設けて物的・人的被害を軽減するため、防火管理、震災対策について定めている。

大阪学舎は東住吉区の災害避難所に指定されており、自治体の備蓄品を預かり管理し、大規模な自然災害に備えている。

伊丹学舎は、**令和 4 (2022)** 年度から伊丹市の災害時における避難所開設の協定を締結した。周辺住民の避難所として施設利用について協力をう。開放する施設は、体育館、芝生広場及び、食堂としており、避難場所として開設する際に必要な物資を配置する準備をしている。

学校施設の耐震化については、昭和 56 (1981) 年に改正された建築基準法施行令（新耐震基準）に不適合の建物が大阪学舎に存在していたが、平成 28 (2016) 年度に耐震補強・改修工事を完了した。伊丹学舎は昭和 61 (1986) 年以降に竣工した建物につき、現状としては耐震補強の必要はないとの結果を得ているが、毎年専門業者による強度検査を実施している。

大阪学舎においては、令和 4 年 11 月に 2 年生、12 月に 1 年生が所轄の東住吉警察署防災担当による講習と、実際の避難経路の確認のための避難訓練を実施した。

伊丹学舎においては、令和 4 年 10 月に、実際に火災が発生したと仮定して館内放送を行い、避難経路の確認を行った。これによって防災に対する認識を深める機会となった。また、教職員を中心に消火器及び消火栓の取扱いについて説明を受けた。

防犯への取組み

大阪学舎、伊丹学舎ともに、キャンパス内に守衛室を設け不審者の立ち入り防止や犯罪、事故防止に努めている。キャンパスの敷地境界にはフェンスを設け、キャンパスの出入口

に監視カメラを設置し、機械警備も導入している。盗難等の対策としては、施錠のできる個人ロッカーを設置し学生に貸与している。

健康安全への取組み

AED（自動対外式除細動器）を、大阪学舎は3号館1階、伊丹学舎は本部棟2階の事務室出入口付近、メディア・芸術棟1階にそれぞれ設置し、急病等の万一の事態に備えている。

教職員の健康管理と職場の安全衛生管理については、労働安全衛生法や就業規則に基づき安全衛生管理体制を明らかにし、労働災害防止対策の向上及び労働環境改善のために「衛生委員会規程」による「衛生委員会」を設け、定期的に開催している。

また、平成26（2014）年の労働安全衛生法の改正によりメンタルヘルス対策が法定化されたことに伴って、全従業員に対して医師・保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施が事業者に義務付けられたことを受け、本学においても「ストレスチェック実施規程」を制定し、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための取組みを強化した。

危機管理の取組み

本学は、「学校法人塙本学院危機管理ガイドライン」を設けている。このガイドラインでは、危機管理を安全衛生上の諸問題、情報の管理・漏えい対策、風評被害を含めた広く包括的な概念として捉えており、危機管理委員会の設置やマニュアルの整備、訓練・研修の実施など危機管理対策の基本的指針について定めている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料5-1-15】人権推進委員会規程

【資料5-1-16】大阪芸術大学短期大学部人権教育推進委員会規程

【資料5-1-17】人権研修実施資料 令和4年度

【資料5-1-18】ハラスメント防止リーフレット

【資料5-1-19】大阪芸術大学短期大学部消防計画 大阪学舎、伊丹学舎

【資料5-1-20】避難訓練の実施状況 大阪学舎、伊丹学舎

【資料5-1-21】衛生委員会規程

【資料5-1-22】令和4年度 卫生委員会開催実績

【資料5-1-23】ストレスチェック実施規程

【資料5-1-24】教職員の健康診断・ストレスチェック受診状況

【資料5-1-25】学校法人塙本学院危機管理ガイドライン

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び経営管理については、学校教育法をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、規程の整備等により適切に運営しているが、法令の改正や社会状況の変化に留意しつつ、諸規程について継続的に点検、見直しを図り対応していく。

環境保全、人権、安全への配慮については、それぞれ個別に取組みを行うなどして対応が進められているが、「学校法人塙本学院危機管理ガイドライン」を定めたことを踏まえ、

防災や健康管理以外の諸問題も含めた広範な意味での危機管理に対する取組みを組織的に行っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院は、私立学校として責任ある学校経営を行っていくため、理事会を要とする管理運営体制を確立している。決定すべき事項は、発議→常務会→（評議員会→）理事会という流れで審議・決定を行っており、意思決定の体制が整備され、適切に機能しているといえる。理事会・評議員会については「学校法人塚本学院寄附行為」において、常務会については「常務会内規」において次のとおり定められている。

表 5-2-1 「学校法人塚本学院寄附行為」

(理事会)
第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
第 17 条 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
(評議員会)
第 22 条 この法人に、評議員会を置く。
第 22 条 2 評議員会は 15 人乃至 19 人の評議員をもって組織する。評議員総数は理事総数の 2 倍を超えるものとする。
(評議員会の意見具申)
第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

表 5-2-2 「常務会内規」

第 1 条	学院の経営及び業務の運営に関する事項を協議するため、常務会を置く。
第 6 条	常務会の協議事項は次のとおりとする。
1	理事会に付議する事項
2	理事会から付託された事項
3	緊急に処理することを要する学院の業務に関する事項
4	その他常務会において必要と認めた事項

常務会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長で構成されるが、他に大学、

短期大学の事務局長、法人本部の部長などがオブザーバーとして参加しており、管理経営部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ、適切に機能している。

理事長は、理事会において議長となり、重要事項をはじめ、さまざまな案件について審議し、業務の遂行にあたっている。理事会は本学院の最高意思決定機関であり、その役員の定数は「学校法人塚本学院寄附行為」第6条において、理事は7人乃至9人、監事は2人と定めている。

また、理事及び監事の選任については、「学校法人塚本学院寄附行為」第8条及び第10条において次のとおり定められている。

表 5-2-3 「学校法人塚本学院寄附行為」

(理事の選任)	
第8条	理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。
	(1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
	(2) 評議員の内から評議員互選によって定められた者1人
	(3) 前各号に規定する理事以外の理事は理事会において選任する。
2	前項第1号及び第2号に規定する理事は学院長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。
3	理事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員（学院長、学長、校長、園長及び教員を含む。以下同じ。）でない者が1名以上含まれるようになければならない。
4	理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
5	この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。
(監事の選任及び職務)	
第10条	監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
2	監事には、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族が含まれることになってはならない。
3	前1項及び2項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができるものを選任するものとする。
4	監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
	(以下省略)

令和4(2022)年度は理事会を3回、評議員会を2回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告や本学院、本学における重要規程の改廃、学則変更等に関する審議・決定を行っている。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 5-2-1】学校法人塚本学院寄附行為

【資料 5-2-2】常務会内規

【資料 5-2-3】学校法人塚本学院役員・評議員名簿

【資料 5-2-4】令和 4 年度 理事会・評議員会開催状況一覧

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会においては寄附行為に基づいて適切に開催している。今後も理事会、常務会の現状の体制を維持するとともに、高等教育を取り巻く状況の変化に迅速に対応できるよう、双方の連携を強化し、機能的に意思決定を行うことができる体制を整備していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

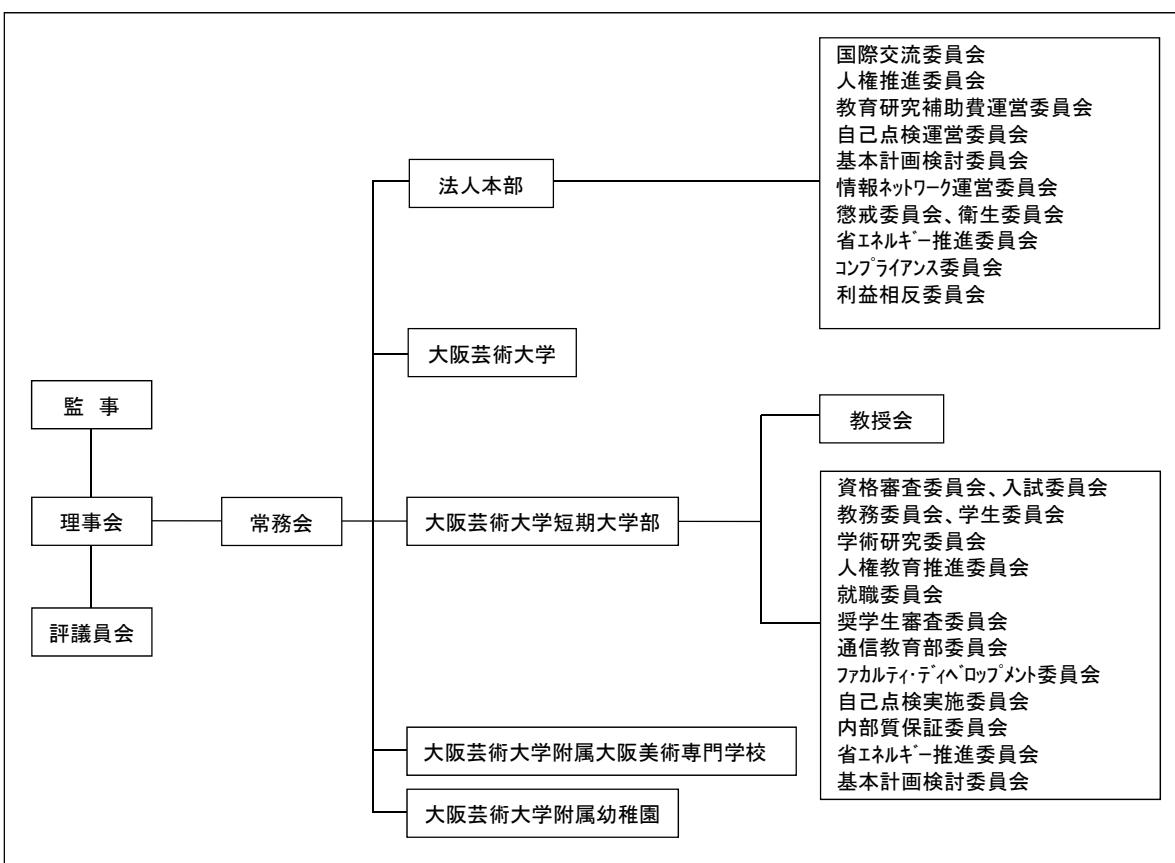
(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学院の管理運営機関の組織図は、次のとおり、学内最高意思決定機関である理事会、評議員会が円滑に行われるための機関として「常務会」を設置している。常務会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長で構成されるが、他に大学、短期大学の事務局長、法人本部の部長などがオブザーバーとして参加しており、管理経営部門と教学部門が連携して学院及び短期大学の重要事項について検討・協議するとともに情報の共有を図っている。

教学部門の意思決定には、教授会ならびに各種委員会が諮問及び審議機関として関与している。主要な委員会は各学科長・教養課程主任教授及び事務局関連部署の職員が委員として構成されており、各学科と事務局との連携・意思の疎通がスムーズに行われている。各種委員会の主要な案件は教授会に報告し承認を得ている。また、学則や規程の改廃等の重要事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

図 5-3-1 管理運営機関の組織図



<エビデンス集・資料編>

【資料 5-3-1】学校法人塚本学院寄附行為

【資料 5-3-2】常務会規程

【資料 5-3-3】大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程

【資料 5-3-4】令和 4 年度 各種委員会委員一覧

【資料 5-3-5】令和 4 年度 理事会・評議員会開催状況一覧

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学院は「学校法人塚本学院寄附行為」第 6 条により 2 人の監事を置いている。監事の選任については、同第 10 条により「監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めており、その職務に関しては、同第 10 条の 6 において「この法人の業務の監査及び財産の状況を監査すること。」とし、これに基づき適切に職務にあたっている。監事は、法人の業務及び財産状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、学院全体の業務状況や財務状況を把握している。

「学校法人塚本学院寄附行為」第 22 条に則り、評議員会を置き、理事長の招集に基づき適切に開催している。評議員会は 15 人乃至 19 人の評議員をもって組織し、評議員の総数は理事総数の 2 倍を超えるものとしている。評議員の選任については、同 23 条に次のとおり定められている。

表 5-3-2 「学校法人塚本学院寄附行為」

(評議員の選任)

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
- (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 2 人乃至 4 人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 才以上のもののうちから理事会において選任された者 2 人乃至 3 人
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 8 人乃至 12 人

評議員の任期は 4 年(学校法人塚本学院寄附行為の第 23 条第 1 号に規定する者を除く。)とし、評議員会は理事長が議長となり行われる。諮問事項は「学校法人塚本学院寄附行為」第 26 条により次のとおり定められている。

(諮問事項)

- 第 26 条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金をのぞく。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 収益事業に関する重要事項
 - (10) 寄附金品の募集に関する事項
 - (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-3-6】監事による業務監査実施一覧

【資料 5-3-7】監査報告書（過去 5 年間）

【資料 5-3-8】学校法人塚本学院内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学のコミュニケーション、ガバナンスの機能性、そしてリーダーシップとボトムアップの体制は整備されており、円滑に業務が行われている。今後も引き続き、適切な運営が図られるよう努めるとともに、平成 27（2015）年度に策定した「学校法人塚本学

院内部監査規程」による内部監査、監事による業務監査、外部監査法人による会計監査を補完する三様監査の体制を整え、管理運営機関のチェック体制の強化に取組んでいく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大阪芸術大学グループとして計画されていた、新しい学舎の建設及び建物の耐震化工事がすべて終了し、大規模な支出の計画はない。

新入生の確保が安定しており、主要な収入である納付金の収入増加に繋がっている。最先端設備等導入については、施設設備費補助金の獲得に努め、支出の削減に寄与している。予算策定は、大阪芸術大学グループビジョン 2025 のもと、年間の学次計画を基に積算し、特別要件を加味して策定している。無駄な支出を無くすため、個別の案件についても所属部署で可否を判断し、さらに法人本部で精査し、都度内容を確認し決裁をしている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-1】大阪芸術大学グループビジョン 2025

【資料 5-4-2】計算書類（過去 5 年間）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、外部負債に一切頼らない無借金経営を長期に渡り保持しており、純資産構成比率も 92%を超えており、安定した財政基盤を確立している。3 号基本基金として、奨学基金 75 億円、塙本学院教育研究活動基金 30 億円、塙本学院国際交流基金 20 億円を保有している。収支のバランスについては、支出超過となっているが、新入生の確保による学生生徒等納付金収入の増加、教職員の退職による補充については契約教員等に変更し、人件費依存率も全体で平成 30 (2018) 年度の 89.7%より令和 3 (2021) 年度には 75.9%になっており、人件費の削減に繋げている。今後も教育の質の向上、研究のために必要な費用を確保しつつも、継続的に収支の改善に努めていく。

物品の購入等に関しては内容を個々に精査し無駄な支出を極力減らし、支出削減に努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-4-3】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【資料 5-4-4】事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）

【資料 5-4-5】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【資料 5-4-6】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【資料 5-4-7】令和 4 年度 財産目録

【資料 5-4-8】大阪芸術大学短期大学部教育職員定年規程

【資料 5-4-9】財務書類等の公開：短期大学部ウェブサイト

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

新入生の定員確保を保持することを目標に、学生生徒納付金収入の安定確保に努めていく。科研費等の外部資金の獲得をさらに増やし、希望者への説明会や情報共有を進めていく。支出の抑制が最重要課題ではあるが、学生及び教職員の安全で快適なキャンパスを維持した上で一層支出削減に努めていく。人件費の割合が高いが、退職教員の契約教員等の移行、退職職員の補充を減らし、事務業務の委託も含め、計画的に人件費の削減に努めていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準及び学校法人塚本学院寄附行為、経理規程等に従い適正に実施している。会計処理は、法人本部経理部で一元管理しており、監事及び監査法人による定期的な確認を受け、適正な会計処理を行っている。適宜、監査法人に相談し、助言やアドバイスを受け、また監督官庁等に確認し適切に処理している。

会計担当者は日本私立学校振興・共済事業団及び日本私立大学協会等の研修会を受講し、会計知識の向上にも努めている。

<エビデンス集・資料編>

【資料 5-5-1】学校法人塚本学院寄附行為

【資料 5-5-2】学校法人塚本学院経理規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項で定める監査を、監査法人において年間延べ 90 日実施している。また、貯蔵品棚卸等に監査法人も立ち合い現物の確認をしている。監事は理事会、評議員会に出席し、経営や理事の業務執行状況についての意見を述べており、決算報告時に監査報告をしている。会議終了時に財産状況他について担当より説明を受け確認している。

毎年、監査法人と理事長、副理事長、専務理事等との間でディスカッションを行ってお

り、監事とも年2回の監査計画の作成時、監査報告の意見交換等互いに連携し確認している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料5-5-3】監査法人による会計検査の実施資料

【資料5-5-4】令和4年度 理事会・評議員会開催状況一覧

【資料5-5-5】監査報告書（過去5年間）

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

今後も、監事の業務監査について各部署の管理職員より意見聴取を行い、各部署について現状の把握を継続的に行っていく。また、監事研修会等に参加し、改正や変更点等を把握し監査を充実させていく。

[基準5の自己評価]

本学院は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等、大学の設置、運営に関する関係法令を遵守し、「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとする諸規程を制定し、誠実な管理・運営に努めている。また、社会的な機関として、環境保全、人権、安全への配慮、危機管理に関する規程等を整備し、健全な学修環境の構築に努めるとともに関係法令に則り教育研究情報、財務情報を公開している。

「学校法人塚本学院寄附行為」に基づき、最高意思決定機関として理事会を設置し、評議員会、監事についても私立学校法を遵守し設置しており、使命・目的達成に向けた意思決定の為の体制及び相互チェックによるガバナンスの体制を整備している。

財務及び会計処理においては、学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。会計処理の不明点については、適宜公認会計士及び監督庁等に確認しながら処理を行っている。公認会計士と監事の意見交換も適時行っており、監査内容等の精査を相互に確認している。

以上のことから、本学は基準5を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

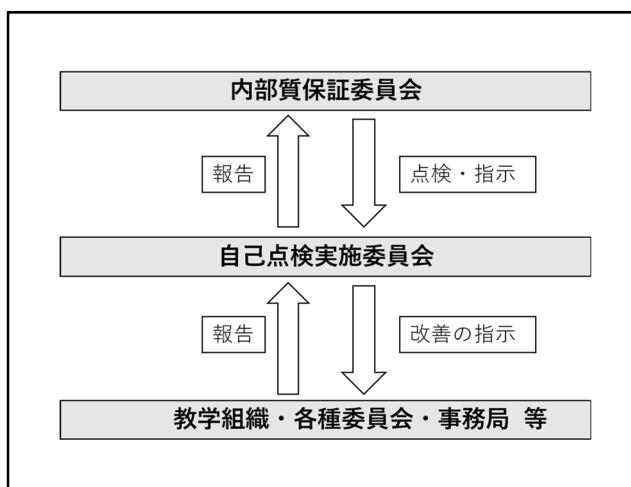
6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学における内部質保証のための組織は、平成 4(1992)年度に制定した「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」に基づいて設置する自己点検実施委員会が実施主体となって担っている。

自己点検実施委員会は学長を委員長とし、学科長及び教養課程主任教授、事務局長、事務室課長、法人本部専務理事、総務部長等によって構成されていることから、各機関における諸課題を自己点検実施委員会に集約して検討することが可能であり、短期大学全体について体系的に点検・評価を行うことが可能な体制となっている。

令和 4(2022)年度に「大阪芸術大学短期大学部内部質保証委員会規程」「大阪芸術大学短期大学部内部質保証方針」を制定し、内部質保証の責任を負う組織として「内部質保証委員会」を設置した。内部質保証委員会は全学的な観点からの点検・評価の検証を行い、必要に応じて自己点検実施委員会に指示を行うこととしている。自己点検実施委員会は、内部質保証委員会の指示を受け、教学組織や各種委員会、事務局等に対して改善の指示を行うことができる体制となっている。

図 6-1-1 内部質保証の組織図



<エビデンス集・資料編>

【資料 6-1-1】 大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程

【資料 6-1-2】 大阪芸術大学短期大学部内部質保証方針

【資料 6-1-3】大阪芸術大学短期大学部内部質保証委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまでとおり恒常に自己点検・評価をすすめることはもちろん、内部質保証のための基本方針を踏まえ委員会組織を厳正に運用し、今後も教育研究をはじめとする大学運営の改善と向上に努めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、使命及び目的の達成のため、「塙本学院自己点検・評価規程」並びに「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」を制定して以来、自己点検・評価活動に取組んでいる。

自己点検実施委員会には、ワーキンググループ（作業部会）が設けられており、各組織、部署ごとに恒常に行われている自己点検・評価活動の内容のとりまとめと組織的な検証を行うために、3 年に 1 度の自己点検報告書の作成を行っている。ワーキンググループには令和 4 (2022) 年度から各学科の教員も参加しており、この報告書は、自己点検実施委員会に上程され、委員会での検証、常務会及び理事会における承認を経て本学のウェブサイトを通じて公表している。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 6-2-1】塙本学院自己点検・評価規程

【資料 6-2-2】大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程

【資料 6-2-3】大阪芸術大学短期大学部の自己点検・評価項目

【資料 6-2-4】評価報告書の公開：短期大学部ウェブサイト

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

これまで、IR (Institutional Research) を専門に担当する組織を設置することなく、事務局長が各部署に対して大学運営・教育全般に関わる各種データの収集を指示し、学生等の実態を把握するよう努めてきた。

しかし IR 活動をより一層推進するために、令和 5 (2023) 年 4 月に「学校法人塙本学院 IR 推進に関する規程」を制定し、理事長室が IR 機能を担うこととした。法人本部及び大阪芸術大学グループ校がそれぞれでエビデンスの調査・分析を行い、理事長室を中心に戦略的な大学運営を目指し IR 推進体制をより強化していく。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料 6-2-5】学校法人塙本学院 IR 推進に関する規程

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育や運営に資する現状把握のための調査を組織的な取組みにより充実させていくとともに、その結果について学内での共有と、ウェブサイトなどの媒体を通じて公表する。

事務局各部署による評価基準並びにエビデンスに基づいた自己点検評価活動を推進し、IR 活動を定着させるため、IR 機能を担う理事長室を中心に、今後内部質保証に係る質の高い自己点検評価活動を展開していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

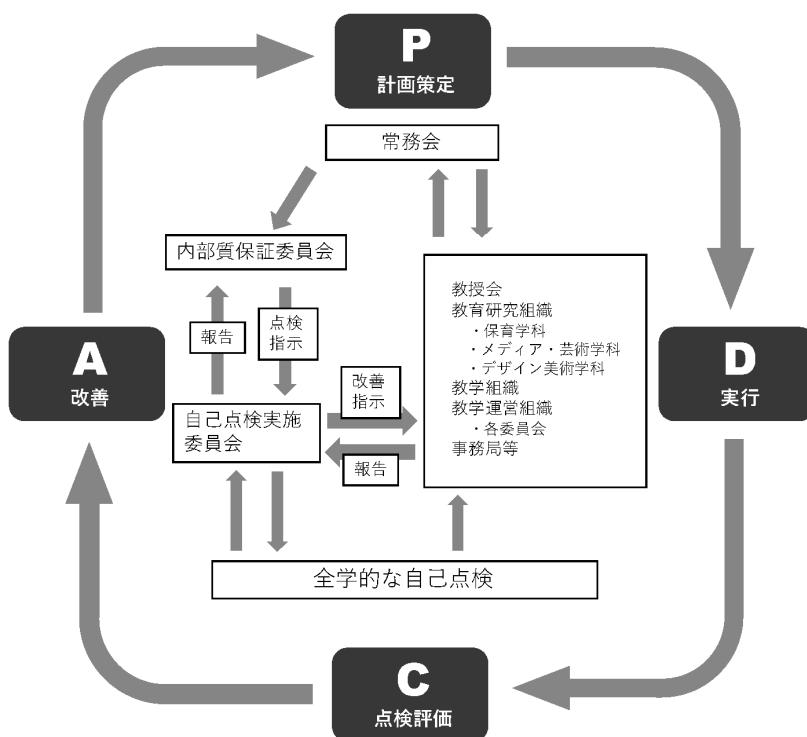
6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

多様化する教育研究における諸問題に関しては、教務委員会をはじめとする各種委員会並びに学科長会議等において恒常的に検証が行われており、学長のリーダーシップのもと教授会の意見を訊きながらその解決に当たっている。

自己点検・評価において確認された課題や指摘事項については、各学科、部署、委員会等において改善策が検討され実行に移される。実行された内容は、その効果の検証、点検・評価が、再び各学科、部署、委員会等において行われ、報告書にまとめられる。このように、自己点検・評価活動による評価結果が翌年度の活動に活かされており、PDCA サイクルの仕組みとして確立している。

平成 28 (2016) 年度の日本高等教育評価機構による機関別認証評価の受審時には、早急に改善を要すると判断される事項はなかったが、学生サービス向上ための課題として、学生相談室の運営体制について指摘を受けた。大阪学舎の学生相談室と保健室が隣接しており、個別相談がしづらい環境であるとの意見があつたため、保健室を移設し相談環境の改善を行った。また伊丹学舎の学生相談室はカウンセラーが 1 人であり、開室が週 3 日にとどまっていたため、カウンセラー 2 人体制で開室日数を増やし、学生サポートをより充実することが出来ていると判断している。

図 6-3-1 内部質保証のための PDCA サイクル



<エビデンス集・資料編>

【資料 6-3-1】大阪芸術大学短期大学部内部質保証方針

【資料 6-3-2】大阪芸術大学短期大学部内部質保証委員会規程

【資料 6-3-3】平成 28 年度短期大学機関別認証評価 評価報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、アンケート内容の整備、さらに収集したデータを分析し活用に向けて IR 機能を整備し、全学的な PDCA サイクルにおけるチェック機能を高めるために、評価のための尺度を明確にする必要がある。精度の高い評価を実施するために、令和 5 (2023) 年 4 月にアセスメント・ポリシーを制定した。このアセスメント・ポリシーに基づき点検・評価をすすめ、IR 活動を推進することによって内部質保証の向上を図る。

[基準 6 の自己評価]

適切な自己点検・評価を実施するために設けられた自己点検実施委員会は、学科長、各部門の長、事務局長等が構成員となり、更にワーキンググループを設け、事務職員も参画するなど全学的に取組んできた。3 年に 1 度の自己点検報告書の作成を行っているワーキンググループには令和 4 (2022) 年度から各学科の教員も参加しており、この報告書は自己点検実施委員会に上程され、委員会での検証、常務会及び理事会における承認を経て本学のウェブサイトを通じて公表している。

令和 4 (2022) 年度に「大阪芸術大学短期大学部内部質保証委員会規程」「大阪芸術大学

短期大学部内部質保証方針」を制定し、内部質保証の責任を負う組織として「内部質保証委員会」を設置した。

また IR 活動を推進するために、令和 5 (2023) 年 4 月に「学校法人塙本学院 IR 推進に関する規程」を制定し、理事長室が IR 機能を担うこととした。法人本部及び大阪芸術大学グループ校がそれぞれでエビデンスの調査・分析を行い、理事長室を中心に戦略的な大学運営を目指し IR 推進体制をより強化していく。

以上のことから、本学は基準 6 を満たしていると評価できる。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と社会への研究成果の発信

A-1 短期大学の特色を活かした社会貢献と地域連携

- A-1-① 地元自治体との連携による社会貢献・地域連携
- A-1-② 本学の人的資源を活かした社会貢献・地域連携
- A-1-③ 本学の施設設備を活かした社会貢献・地域連携
- A-1-④ 本学の学科特性を活かした社会貢献・地域連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、ディプロマ・ポリシーにおいて「建学の精神を体現し、教育者、クリエーター、そして心身ともに健全な社会人として社会に貢献しうる能力を学修していること」を掲げており、その実現に向けて、総合芸術短期大学としての特色を活かし、様々な人的・物的資源の提供に基づく社会連携事業を展開している。

A-1-① 地元自治体との連携による社会貢献・地域連携

伊丹学舎における伊丹市教育委員会との連携—伊丹市トライやる・ウィーク

伊丹市教育委員会からの依頼を受けて、地元中学生が地域で体験学習や就業体験を学ぶ「トライやる・ウィーク」活動について毎年受入れ、地元中学生に大学生体験を提供している。中学生にとっては貴重な体験になるとして、喜ばれている。また、本学学生にとってもクラスで一緒に実習を受け、指導する立場になることで教えることの難しさを実感できる良い機会ととらえており、両者にとって非常に有効な活動である。

中学校名	実施日	受入生徒数
天王寺川中学校	11月7日～11月11日	5人
北中学校		5人
松崎中学校	11月14日～11月18日	5人
西中学校		5人
東中学校	11月28日～12月2日	5人
南中学校		5人
荒牧中学校	12月5日～12月9日	6人
笛原中学校		4人
宝塚市立山手台中学校		5人

A-1-② 本学の人的資源を活かした社会貢献・地域連携

保育学科学生による「キッズワールド」「こども縁日」の開催

日時：令和4(2022)年10月23日（日）

場所：大阪芸術大学短期大学部大阪学舎

大阪学舎のキャンパスを開放して行われるこの催しは、毎年秋に近隣の親子に触れあいと楽しみの機会を提供している。学生が計画し制作した大型段ボール迷路、福笑い、スタンプラリーなどを通して子どもたちとのかかわりを持つことで日ごろの学修内容を確認し、1年生は実習の前段階の経験として、2年生は保育技術を発表することを目的としている。

A-1-③ 本学の施設設備を活かした社会貢献・地域連携

1. 伊丹学舎芝生広場および体育館での保育園・幼稚園の運動会の実施

地域の保育園・幼稚園に本学の芝生広場を運動会の会場として開放することで、地域貢献につながっていると自負している。

保育園・幼稚園	日程	場所
心音つばさ保育園（兵庫県伊丹市瑞原2-52）	9月3日（土）	体育館
わかばのもり保育園（兵庫県宝塚市山本西1-4-1）	10月1日（土）	芝生広場
いずみ幼稚園（兵庫県伊丹市荒牧7-6-21）	10月9日（日）	芝生広場
クレア・サン保育園（兵庫県宝塚市山本丸橋2）	11月5日（土）	芝生広場

2. 伊丹学舎本部棟講義室での高校放送コンテスト阪神地区予選の実施

毎年6月に実施される「NHK杯全国高等学校放送コンテスト」の阪神地区予選の会場として、設備の整った本学本部棟の講義室4教室を会場に設定し、学生食堂の利用にも協力している。阪神地区の担当が近隣にある兵庫県立伊丹北高等学校ということもあり、地域貢献につながっている。

A-1-④ 本学の学科特性を活かした社会貢献・地域連携

宝塚市国際観光協会

日時：令和4(2022)年9月16日（金）～令和5(2023)年7月31日（月）

場所：宝塚花のみち

内容：「花のみちアートフラッグ」

里山・水辺・花の町をテーマに宝塚の休日の楽しさをアートフラッグで表現。

＜エビデンス集・資料編＞

【資料A-1-1】トライやる・ウィーク実施内容

【資料A-1-2】キッズワールド・こども縁日「大学祭パンフレット」

【資料A-1-3】近隣幼稚園、保育所運動会実施内容

【資料A-1-4】放送コンテスト阪神地区予選実施内容

【資料A-1-5】宝塚市花のみちアートフラッグチラシ

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色を活かした社会貢献は、広報科（現 メディア・芸術学科）とデザイン美術科（現 デザイン美術学科）が伊丹市に移転してから、大阪市内にとどまらず、伊丹市や宝塚市との地域連携へと広がりを見せてきたが、より広い地域社会の発展に貢献できるよう検討していく。

A-2. 研究成果（卒業作品）の社会への発信

- A-2-① デザイン美術学科の公演・発行物等
- A-2-② メディア・芸術学科の展示公演・発行物等
- A-2-③ 大阪芸術大学グループ校および海外提携校との交流

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育理念において「専門教育による有用な知識や技術の習熟」「芸術教育及びその実践を通して創造性の奨励と豊かな人間性の涵養」を掲げ、短期大学部の目的において「専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材の育成」を掲げている。教育課程においては、これら理念や目的に示される創造性や専門性が効果的に高められるよう、実技・実践教育に重点が置かれており、実践教育の集大成、教育研究活動の成果発表・発信の場として、学内外における作品展、舞台公演、演奏会といった各種機会が設けている。

このような発表・発信の機会は、授業に臨む動機づけや目的意識の向上をもたらすとともに、社会的な評価を受け、それを反映（フィードバック）する循環によって、教職員・学生への教育効果を高めている。こうした実技・実践教育による経験の蓄積は本学にとって大きな財産となっており、本学の特色として位置付けられている。

A-2-①デザイン美術学科の展示・発行物等

開催内容	日程	会場等
大阪芸術大学短期大学部卒業制作展	令和5年2月7日（火）～2月12日（日）	大阪芸術大学短期大学部 伊丹学舎
げいたんグラフィックデザイン展	令和4年9月16日（金）～9月25日（日）	宝塚市立文化芸術センター
「卒業制作」デザイン美術学科卒業作品集 「卒業制作作品集」はデザイン美術学科の学生たちの卒業制作作品や制作風景写真等を集めた卒業アルバム	令和5年3月23日（木）	年1回発行
「プロトス-PROTOS-」 キャラクター・マンガ専攻の卒業制作作品を集めた学内誌。表紙・裏表紙・カッ	令和5年2月7日（火）～2月12日（日）	年1回発行

トイラスト作成、編集作業を学生に経験させている		
げいたんランド 大阪芸術大学グループの在学生、卒業生を対象として参加者を募集してマーケットおよび作品展示を展開	令和4年8月27日(土) ～8月28日(日)	宝塚市立文化芸術センター

A-2-② メディア・芸術学科の展示・発行物等

開催内容	日程(開催期間)	会場等
ポピュラーダンスコース 第9回卒業公演「PIECE」	令和5年2月27日(月)	あましんアルカイックホール・オクト
舞台芸術コース 第15回卒業公演「人魚の涙」	令和5年2月18日(土)	川西市みつなかホール
ポピュラー音楽コース 第11回卒業コンサート	令和5年3月12日(日)	ビルボードライブ大阪
大阪芸術大学短期大学部卒業制作展 メディアコース 声優コース	令和5年2月7日(月) ～2月12日(土)	大阪芸術大学短期大学部 伊丹学舎
メディアコース(出版系) 「TanTan」	令和4年8月1日発行 令和5年2月1日発行	年2回発行

A-2-③ 大阪芸術大学グループ校および海外提携校との交流

本学独自で開催される展覧会等イベントのほか、大阪芸術大学グループ校や海外提携校との共同展覧会や大阪芸術大学グループ校と共同でのステージイベントなどが多数開催される。これらはサテライトキャンパス(大阪芸術大学スカイキャンパス)をはじめ、学外ホールなどで行われ、各校の学生交流のほか、一般の方への発信にもつながり、学生、教員とも、刺激とモチベーションを高めるイベントとなっている。主なイベントとしては下表のとおりである。

デザイン美術学科

開催内容	日程(開催期間)	会場等
第14回高円宮殿下記念 根付コンペティション記念展	令和4年12月6日(火) ～12月22日(木)	大阪芸術大学スカイキャンパス
第32回日韓交流作品展(弘益大学校)	令和4年10月4日(火) ～10月8日(土)	弘益大学校(韓国・ソウル特別市)
第30回日中交流作品展(上海美術学院)	令和4年10月14日(金) ～10月23日(日)	大阪芸術大学 情報センター展示ホール
第25回学生作品オークション	令和4年11月1日(火) ～11月12日(土)	大阪芸術大学スカイキャンパス

大阪芸術大学グループ卒業制作選抜展 2023	令和5年2月24日(金) ～3月5日(日)	大阪芸術大学スカイキャン パス
---------------------------	--------------------------	--------------------

メディア・芸術学科

開催内容	日程（開催期間）	会場等
大阪芸術大学プロムナードコンサート 2022	令和4年8月22日(月)	愛知県芸術劇場 (名古屋公演)
	令和4年8月23日(火)	Zepp Namba (大阪公演)
	令和4年8月26日(金)	広島文化学園 HBG ホール (広島公演)
大阪芸術大学クリスマス・ポップスコン サート 2022	令和4年12月17日(土)	大阪市中央公会堂 大集会室
大阪芸術大学 声優学概論	令和5年1月22日(日)	兵庫県立芸術文化センター 阪急中ホール

<エビデンス集・資料編>

- 【資料 A-2-1】げいたんグラフィックデザイン展チラシ
- 【資料 A-2-2】卒業制作展作品集
- 【資料 A-2-3】プロトス-PROTOS-
- 【資料 A-2-4】げいたんランドチラシ
- 【資料 A-2-5】学外公演チラシ、パンフレット
- 【資料 A-2-6】学内公演チラシ、パンフレット
- 【資料 A-2-7】Tan Tan
- 【資料 A-2-8】高円宮殿下記念 根付コンペティション記念展チラシ
- 【資料 A-2-9】日韓交流作品展
- 【資料 A-2-10】日中交流作品展
- 【資料 A-2-11】学生作品オークションチラシ
- 【資料 A-2-12】卒業制作 2023 選抜展チラシ、優秀作品集
- 【資料 A-2-13】大阪芸術大学プロムナードコンサート 2022 チラシ
- 【資料 A-2-14】大阪芸術大学クリスマス・ポップスコンサート 2022 チラシ
- 【資料 A-2-15】大阪芸術大学 声優学概論チラシ、パンフレット

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

学内外における成果発表の機会は、芸術教育をはじめとする教育研究活動の一環として位置付けており、学生への教育効果の向上に寄与している。これらの取組みをウェブサイトで情報発信していく。

[基準Aの自己評価]

本学の施設の開放や自治体行事への参加・協力等によって地域に提供されており、社会

的な使命を果たしていると考える。

教育研究活動の成果について、展覧会や舞台公演、演奏会等のイベントとして学内外で実施することにより社会へ情報発信するとともに、学外発表ではプロと同じ舞台・環境で経験を積み社会的評価を受けることで、教育効果を大きく向上することが可能となっている。

今後も開かれた大学として、地元自治体との協力関係を強化し、本学が有する物的・人的資源が社会に還元されるよう努力するとともに、様々な催しを通して本学をより一層アピールしていく。

V. 特記事項

1. 保育学科のルーツ 戦後初の画期的な移動幼稚園「青い鳥幼稚園」

大阪芸術大学短期大学部の創設者塚本英世と幼児教育の関わりは、第二次世界大戦の昭和 17 (1942) 年、大阪大念佛寺に始まる。塚本英世は戦時下にあって幼稚園や保育所に通えない子どもたちのため、ここに日曜学校青空こども会（小桜学園）を創設した。塚本英世は幼児教育に携わる人材の育成だけでなく、実際に子どもたちの教育の場となる幼稚園の運営にも心血を注ぎ、その情熱は一般的な幼稚園のみならず「巡回保育」という取組みにも表れる。昭和 29 (1954) 年には進駐軍（GHQ）から払い下げを受けた大型バスを改造して保育に必要なものを整え、楽しそうな塗装を施し、車体の横には「子どもを守る運動・青い鳥幼稚園」と書き込み、大阪府内から阪神間を巡回した。この後、青い鳥幼稚園は支部が九州や中国地方にも設立され、西日本全域に拡がってこの活動が展開されていく。これを支えたのが戦後の混乱の中であっても、将来の日本を背負う子ども達に教育をと、熱き思いをひめた保育科の卒業生たちであった。それから約 70 年。本学の卒業生は附属幼稚園 4 園のみならず全国各地で幼児教育に力を注いでいる。

<エビデンス資料>

【資料 特-1-1】大阪芸術大学短期大学部のルーツ 「大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024」 P3

2. 国語力の育成「書評・映画レビュー大賞」

教養課程と図書館が中心になり、「書評・映画レビュー大賞」という名称で、学生から本と映画のレビューを毎年度募集している。これは大学生の時代に授業だけでなく、読書や映画鑑賞で教養を広げることが大切だと考えているからである。この趣旨に賛同した教員の一部は、授業の中でレビューを提出する課題に協力している。教養課程の教員が読んで審査し、書評と映画レビューのそれぞれに対して最優秀の 1 人に大賞、2 人に優秀賞を選定し、賞状と図書カードを贈呈するとともに、「短評」という冊子に印刷して、全学生に配付している。このレビュー大賞は、本や映像に対するレビューを書くということを通して、自分の考えをまとめて文章にするという、あらゆる分野で必要とされる基礎的な国語力の育成に役立っていると考えている。

<エビデンス資料>

【資料 特-1-2】短評「書評・映画レビュー大賞」作品集

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	大阪芸術大学短期大学部学則第 34 条に定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 19 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 92 条	○	学則第 44・46・47・48 条及び「資格審査委員会規程」に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 49・50・51 条及び「教授会運営規程」に定め、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 17 条及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	○	学則第 1 条に目的を定め、第 4 条に 3 学科の設置を定めている。 また第 5 条に修業年限を定めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	学則第 3 条及び「自己点検実施規程」に定め、自己点検評価書は大学ウェブサイトで公開している。	6-2
第 113 条	○	短大部紀要を他大学に CD-ROM で配布している。また研究助成制度「塙本学院教育研究補助費」研究成果報告集を大阪芸術大学ウェブサイトに掲載し、教育活動の状況や成果について公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 46 条及び「塙本学院組織機構・事務分掌規程」に定めている。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	第 1 項 学則に次のとおり定めている。 第 1 号 学則第 5 条及び第 5 条の 2 (修業年限)、学則第 26 条 (在学年限)、学則第 62 条 (学年)、学則第 63 条 (学期)、学則第 64 条 (休業日) 第 2 号 学則第 4 条 (学部及び学科)、学則第 4 条の 3 (通信教育) 第 3 号 学則第 6 条 (授業科目)、学則第 8 条 (単位数の計算方法) 第 4 号 学則第 9 条 (卒業の要件)、学則第 14 条 (試験)、学則第 16 条 (試験の評点)、学則第 17 条 (卒業の認定) 第 5 号 学則第 52 条及び第 52 条の 2 (入学定員及び収容定員)、 学則第 46・47・48 条 (教職員)	3-1 3-2

		第 6 号 学則第 18 条（入学時期）、学則第 19 条（入学資格）、学則第 29 条（退学）、学則第 31・32 条（転学）、学則第 27・28 条（休学）、学則第 17 条（卒業の認定） 第 7 号 学則第 37 条（学費）、学則第 37 条の 2（在学生の学費納入期日） 第 8 号 学則第 66 条（表彰）、学則第 67 条（懲戒） 第 9 号 該当なし（寄宿舎） 第 2・3 項は該当なし	
第 24 条	○	GAKUEN システムで学籍・成績を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 67・68 条及び「懲戒規程」に定めている。	4-1
第 28 条	○	「学校法人塙本学院文書取扱規程」に定め、運用している。それぞれの項目について担当部署が適切に管理している。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条に定めている。	2-1
第 162 条	—	該当なし	2-1
第 163 条	○	学則第 62・63 条に定めている。学年の途中における卒業については学則第 17 条の 2 で定めており、学年の途中における入学は行っていない。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 1 条及び「教育目的、教育目標及び 3 つのポリシーに関する規程」に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条及び「自己点検実施規程」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	短大部ウェブサイト「情報公開」ページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 17 条及び「大阪芸術大学短期大学部学位規程」に定めている。	3-1

短期大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
斜線		

第 1 条	<input type="radio"/>	学校教育法その他法令を遵守し、短期大学設置基準を最低基準として設置運営している。	6-2 6-3
第 2 条	<input type="radio"/>	学則第 1 条及び「教育目的、教育目標及び 3 つのポリシーに関する規程」に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 19・20 条及び「入試委員会規程」に定めている。	2-1
第 3 条	<input type="radio"/>	学則第 4 条に定めている。学科の専任教員は基準以上を配し、適当な規模内容を有している。	1-2
第 3 条の 2	—	該当なし	3-2
第 4 条	<input type="radio"/>	学則第 52 条に定めている。	2-1
第 5 条	<input type="radio"/>	「教育目的、教育目標及び 3 つのポリシーに関する規程」に基づき、教育課程を体系的に編成している。	1-2 3-2
第 5 条の 2	—	該当なし	3-2
第 6 条	<input type="radio"/>	学則第 7 条に定め、適正に編成している。	3-2
第 7 条	<input type="radio"/>	学則第 8 条に定めている。	3-1
第 8 条	<input type="radio"/>	学則第 62 条、第 63 条及び第 64 条に基づき学年暦を編成し、授業期間を確保している。	3-2
第 9 条	<input type="radio"/>	学則第 63 条により 1 学年を 2 学期に分け、それぞれ 15 週単位で開講している。	3-2
第 10 条	<input type="radio"/>	授業科目に応じて履修者が適切な人数となるよう、クラス数や教室の調整を行っている。	2-5
第 11 条	<input type="radio"/>	学則第 8 条及び第 8 条の 2 に授業方法を定め、適切に実施している。	2-2 3-2
第 11 条の 2	<input type="radio"/>	授業の方法、内容、授業計画、成績の評価方法をシラバスにおいて明示している。	3-1
第 12 条	—	該当なし	3-2
第 13 条	<input type="radio"/>	学則第 14・15 条及び第 16 条の 2 に定めている。	3-1
第 13 条の 2	<input type="radio"/>	学内諸規定「学生に関する規定」第 2 条に定めている。	3-2
第 13 条の 3	—	該当なし	3-1
第 14 条	<input type="radio"/>	学則第 11 条に定めている。	3-1
第 15 条	<input type="radio"/>	学則第 12 条に定めている。	3-1
第 16 条	<input type="radio"/>	学則第 13 条に定めている。	3-1
第 16 条の 2	—	該当なし	3-2
第 17 条	<input type="radio"/>	学則第 55・56・57 条及び「科目等履修生取扱規程」に定めている。	3-1 3-2
第 18 条	<input type="radio"/>	学則第 9 条に定めている。	3-1
第 19 条	—	該当なし	3-1
第 20 条	<input type="radio"/>	学則第 44 条、第 46 条、第 48 条及び「学校法人塙本学院組織機構・事務分掌規程」に定め、必要な教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-4 3-2

			4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	授業科目の担当については法令に基づき適切に配置している。	3-2 4-2
第 21 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 22 条	○	法令が定める基準教員数を満たしている。なお、本学は令和 5 年度現在、基幹教員制度を導入していない。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	学則第 3 条の 2 に定め、FD 委員会を設置し、全学的に FD を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 22 条の 3	○	「学長・校長及び園長の選任規程」に定めている。	4-1
第 23 条	○	「学校法人塙本学院教育職員選考基準」に定めている。	3-2 4-2
第 24 条	○	「学校法人塙本学院教育職員選考基準」に定めている。	3-2 4-2
第 25 条	○	「学校法人塙本学院教育職員選考基準」に定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	—	該当なし	3-2 4-2
第 26 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 27 条	○	校地は教育にふさわしい環境を備えている。	2-5
第 27 条の 2	○	運動場はないが、両学舎とともに体育館を有している。	2-5
第 28 条	○	校舎は短期大学設置基準を満たしている。第 6 項は該当なし	2-5
第 29 条	○	教育研究上必要な資料等を備えており、専任職員を配置している。	2-5
第 30 条	○	校地面積は、短期大学設置基準上必要な校地面積 8,400 m ² を十分満たしている。	2-5
第 31 条	○	校舎面積は、短期大学設置基準上必要な校舎面積 7,950 m ² を十分満たしている。	2-5
第 32 条	—	該当なし	2-5
第 33 条	○	学科の種類及び学生数に応じた機械、器具等を備えている。	2-5
第 33 条の 2	○	学舎ごとに教育研究に支障のない施設・設備を備えている。	2-5
第 33 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 34 条	○	短期大学名及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1

第 35 条	—	該当なし	1-2
第 35 条の 2	—	該当なし	2-1
第 35 条の 3	—	該当なし	3-2
第 35 条の 4	—	該当なし	4-1
第 35 条の 5	—	該当なし	3-2
第 35 条の 6	—	該当なし	2-5
第 35 条の 7	—	該当なし	3-1
第 35 条の 8	—	該当なし	4-2
第 35 条の 9	—	該当なし	2-5
第 36 条	—	該当なし	3-2
第 37 条	—	該当なし	3-1
第 38 条	—	該当なし	3-1
第 39 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 40 条	—	該当なし	2-5
第 41 条	—	該当なし	2-5
第 42 条	—	該当なし	2-5
第 51 条	—	該当なし	1-2
第 52 条	—	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 5 条の 4	○	学則第 17 条の 3 及び学位規程に定めている。	3-1
第 10 条	○	学位規程第 2 条に定めており、適切な専攻分野の名称である。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	学位規程に定め、改正時に文部科学省へ報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	「学校法人塙本学院寄附行為（以下、寄附行為）」に定め、これを遵守している。また「学校法人塙本学院情報公開規程」に基づき各種情報を大学ウェブサイトで公開し、透明性の確保を行っている。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 10 条（監事の選任及び職務）において、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任すると定めるとともに、「学校法人塙本学院利益相反規程」を定め、遵守している。	5-1

第 33 条の 2	<input type="radio"/>	寄附行為第 39 条（情報の公表）及び「学校法人塙本学院情報公開規程」に定め、遵守している。なお、寄附行為は大学ウェブサイトにおいて公開している。	5-1
第 35 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 6 条（役員）及び第 7 条（理事長）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	<input type="radio"/>	学校法人と役員との関係については、法令に則り、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 17 条（理事会）及び第 18 条に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 10 条（監事の選任及び職務）、第 14 条（理事長の職務）及び第 15 条（理事長の職務の代理及び代行）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 8 条（理事の選任）、第 10 条（監事の選任及び職務）及び第 13 条（役員の解任及び退任）に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 10 条（監事の選任及び職務）に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 12 条（役員の補充）に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 22 条（評議員会）及び第 25 条（議長）に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 26 条（諮問事項）に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 27 条（評議員会の意見具申等）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 23 条（評議員の選任）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	<input type="radio"/>	寄附行為第 50 条（責任の免除）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	<input type="radio"/>	寄附行為第 50 条（責任の免除）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	<input type="radio"/>	寄附行為第 50 条（責任の免除）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	<input type="radio"/>	一般社団・財団法人法の規定を寄附行為で準用している。	5-2 5-3
第 45 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 46 条（寄附行為の変更）に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	<input type="radio"/>	寄附行為第 36 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定め、これに基づき「学校法人塙本学院大阪芸術大学グループビジョン 2025」を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 37 条（決算及び実績の報告）に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 38 条（財産目録等の備付及び閲覧）及び第 39 条（情報の公表）に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 40 条（役員の報酬）及び「役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規程」に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 42 条（会計年度）及び「学校法人塙本学院経理規程」に定め、遵守している。	5-1

第 63 条の 2	<input type="radio"/>	寄附行為第 39 条（情報の公表）及び「学校法人塙本学院情報公開規程」に定め、遵守している。	5-1
-----------	-----------------------	--	-----

短期大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	<input type="radio"/>	学校教育法その他法令を遵守し、通信教育設置基準を最低基準として設置運営している。	6-2 6-3
第 2 条	<input type="radio"/>	当該省令に基づき通信教育部規程第 3 条のとおり学科を設置している	3-2
第 3 条	<input type="radio"/>	通信教育部規程第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条に定めている。	2-2 3-2
第 4 条	<input type="radio"/>	年間を通じて適切な回数を確保している。実施状況については短期大学部通信教育部ウェブサイトで公開している。	3-2
第 5 条	<input type="radio"/>	通信教育部規程第 9 条に明記している。	3-1
第 6 条	<input type="radio"/>	通信教育部規程第 28 条に明記している。	3-1
第 7 条	<input type="radio"/>	通信教育部規程第 12 条、第 13 条、第 14 条に明記している。	3-1
第 8 条	<input type="radio"/>	法令が定める基準教員数を満たしている。 なお、本学は令和 5 年度現在、基幹教員制度を導入していない。	3-2 4-2
第 9 条	<input type="radio"/>	同条の施設を有している。	2-5
第 10 条	<input type="radio"/>	教育に支障のない校地を有している。	2-5
第 11 条	<input type="radio"/>	同条に基づき通信教育部事務室を設置している。	2-2 3-2
第 13 条	<input type="radio"/>	短期大学設置基準に基づき適正に整備している。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体） 学校法人塙本学院寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内 大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024 げいたん 2024 大阪芸術大学短期大学部 入学案内 メディア・芸術学科 デザイン美術学科 大阪芸術大学短期大学部通信教育部 保育学科 入学案内 2023・2023 年度学生募集要項	
【資料 F-3】	短期大学学則（紙媒体） 大阪芸術大学短期大学部学則 大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 大阪芸術大学短期大学部 入試ガイド 2024 大阪芸術大学短期大学部通信教育部 保育学科 入学案内 2023・2023 年度学生募集要項	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-5】	学生便覧 学生便覧 2023 短期大学部 学生のしおり 2023 年度入学生対象 通信教育部 スクーリングのしおり令和 5 年度 通信教育部	
【資料 F-6】	事業計画書 令和 5 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 令和 4 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセス：大阪学舎、伊丹学舎 キャンパス案内：大阪学舎、伊丹学舎	大学ウェブサイト (掲載分抜粋)
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ） 学校法人塚本学院例規集 21 号	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人塚本学院役員・評議員名簿 令和 4 年度 理事会・評議会開催状況一覧	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間） 計算書類（過去 5 年間） 監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 学生便覧 2023 短期大学部 学生のしおり 2023 年度入学生対象 通信教育部 Web シラバス 短期大学部 大阪学舎、伊丹学舎 Web シラバス 通信教育部	【資料 F-5】と同じ 【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 大阪芸術大学短期大学部の教育目的、教育目標及び 3 つのポリシーに関する規程	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	げいたん 2024 大阪芸術大学短期大学部 入学案内 メディア・芸術学科 デザイン美術学科	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部 保育学科 入学案内 2023・2023 年度学生募集要項	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	建学の精神・教育目的・教育理念・三つのポリシー「学生便覧 2023」 P4-7	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	建学の精神・教育目的・教育理念・三つのポリシー「学生のしおり 2023 年度入学生対象」 P3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	建学の精神・教育目的・教育理念・三つのポリシー：短期大学 ウェブサイト	
【資料 1-2-4】	建学の精神・教育理念・三つのポリシー：通信教育部ウェブサイト	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	げいたん 2024 大阪芸術大学短期大学部 入学案内 メディア・芸術学科 デザイン美術学科	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	大阪芸術大学短期大学部 入試ガイド 2024	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部 保育学科 入学案内 2023・2023 年度学生募集要項	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-5】	学生便覧 2023 短期大学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-6】	学生のしおり 2023 年度入学生対象 通信教育部	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-7】	大阪芸術大学短期大学部入試委員会規程	
【資料 2-1-8】	オープンキャンパスチラシ 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-1-9】	過去 5 年間の入学者数	
【資料 2-1-10】	令和 5 年度出身高校都道府県別入学者数	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学校法人塚本学院例規集 21 号	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-2】	入学前教育実施内容 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-2-3】	副手規程	
【資料 2-2-4】	学科別ゼミ クラス分け資料	
【資料 2-2-5】	Web 情報システム操作マニュアル 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-2-6】	学修支援システムマニュアル 通信教育部	
【資料 2-2-7】	ガイダンス資料（学修支援）大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-2-8】	大阪芸術大学短期大学部障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	
【資料 2-2-9】	障がい学生支援について「学生便覧 2023」 P52	
【資料 2-2-10】	欠席状況等調査に関する資料 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-2-11】	保護者懇談会に関する資料 大阪学舎、伊丹学舎	
2-3. キャリア支援		

【資料 2-3-1】	2021 年度卒業生進路調査	
【資料 2-3-2】	就職先アンケート調査（過去 3 年）	
【資料 2-3-3】	2022 年度講座・ガイダンス等一覧	
【資料 2-3-4】	大阪芸術大学短期大学部就職委員会規程	
【資料 2-3-5】	就職支援ブック 2024	

2-4. 学生サービス

【資料 2-4-1】	大阪芸術大学短期大学部学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	大阪芸術大学短期大学部人権教育推進委員会規程	
【資料 2-4-3】	大阪芸術大学短期大学部奨学生審査委員会規程	
【資料 2-4-4】	大阪芸術大学短期大学部学費免除・奨学規程	
【資料 2-4-5】	保健室利用状況表 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-4-6】	学生相談室利用案内 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-4-7】	学生相談室利用状況表 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-4-8】	大学祭パンフレット 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-4-9】	大学祭実行委員会への援助金資料	
【資料 2-4-10】	学生団体一覧「学友会々則」P8~P9	
【資料 2-4-11】	学生団体援助金関連資料	
【資料 2-4-12】	ガイダンス資料（学生サービス）大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-4-13】	作文チャレンジリーフレット	
【資料 2-4-14】	世紀のダ・ヴィンチを探せ！高校生アートコンペティションリーフレット	
【資料 2-4-15】	すごいよ！キャンパスター・ウォーカルコンテストリーフレット	

2-5. 学修環境の整備

【資料 2-5-1】	図書館利用案内 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-5-2】	2022 年度 図書館開館日・学内行事等 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-5-3】	展示室・芸術ホール利用状況一覧	
【資料 2-5-4】	講義室、演習室、学生自習室等の概要 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-5-5】	学舎・教室配置図「学生便覧 2023」P145~P157	
【資料 2-5-6】	授業別受講者人数表 大阪学舎、伊丹学舎	

2-6. 学生の意見・要望への対応

【資料 2-6-1】	授業評価アンケート（過去 3 年）	
【資料 2-6-2】	在学生アンケート	
【資料 2-6-3】	健康調査票 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-6-4】	UPI 調査集計 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 2-6-5】	学生生活満足度調査（過去 3 年）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大阪芸術大学短期大学部の教育目的、教育目標及び 3 つのポリシーに関する規程	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	学生便覧 2023 短期大学部	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	学生のしおり 2023 年度入学生対象 通信教育部	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	時間割表 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 3-1-7】	学年暦（過去 3 年）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大阪芸術大学短期大学部 FD 委員会規程	

【資料 3-2-2】	履修カルテ	
【資料 3-2-3】	クロスプログラム・クリエイティブ研究	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-2】	在学生アンケート	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-3】	学生生活満足度調査（過去3年）	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 3-3-4】	免許・資格取得状況	
【資料 3-3-5】	就職先アンケート調査（過去3年）	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 3-3-6】	授業評価アンケート（過去3年）	【資料 2-6-1】と同じ

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	
【資料 4-1-3】	令和4年度 各種委員会委員一覧	
【資料 4-1-4】	学校法人塚本学院例規集 21号	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-5】	学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程	
【資料 4-2-2】	大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則	
【資料 4-2-3】	大阪芸術大学短期大学部資格審査委員会規程	
【資料 4-2-4】	大阪芸術大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料 3-2-1】と同じ
【資料 4-2-5】	授業評価アンケート（過去3年）	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-6】	公開授業について（依頼）	
【資料 4-2-7】	授業内容・方法の改善について（依頼）	
【資料 4-2-8】	研究業績報告書 A（著書・論文等）、B（その他の分筆や口頭による発表）、C（実技発表）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人塚本学院事務職員就業規則	
【資料 4-3-2】	教職員ガイドブック（事務職員）	
【資料 4-3-3】	教職員ガイドブック（短期大学部教育職員）	
【資料 4-3-4】	外部機関研修等への参加状況 令和4年度	
【資料 4-3-5】	ビジネスセミナー参加状況	
【資料 4-3-6】	人権研修実施資料 令和4年度	
【資料 4-3-7】	目標設定届・目標達成報告書	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	教育研究補助費運営委員会規程	
【資料 4-4-2】	塚本学院教育研究補助費規程	
【資料 4-4-3】	教育研究補助費申請書一覧（過去3年）	
【資料 4-4-4】	教育研究補助費研究成果報告：短期大学部ウェブサイト	
【資料 4-4-5】	学校法人塚本学院出版助成規程	
【資料 4-4-6】	学校法人塚本学院塚本英世記念国際交流計画に基づく海外研修員募集要項	
【資料 4-4-7】	学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程	
【資料 4-4-8】	科学研究補助費採択一覧（過去3年）	
【資料 4-4-9】	紀要編集規程	
【資料 4-4-10】	紀要 第47号（CD-ROM）	

【資料 4-4-11】	紀要：短期大学部ウェブサイト	
【資料 4-4-12】	学校法人塚本学院研究倫理規程	
【資料 4-4-13】	学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程	【資料 4-4-7】と同じ
【資料 4-4-14】	学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程	
【資料 4-4-15】	学校法人塚本学院研究行動規範	
【資料 4-4-16】	学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程	
【資料 4-4-17】	学校法人塚本学院内部監査規程	
【資料 4-4-18】	e ラーニングプログラム受講状況	
【資料 4-4-19】	塚本学院教育研究補助費規程	【資料 4-4-2】と同じ
【資料 4-4-20】	公的研究費使用のルール	
【資料 4-4-21】	塚本学院教育研究補助費ガイドブック	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人塚本学院コンプライアンス規程	
【資料 5-1-3】	大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則	【資料 4-2-2】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人塚本学院事務職員就業規則	【資料 4-3-1】と同じ
【資料 5-1-5】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-6】	学校法人塚本学院研究倫理規程	【資料 4-4-12】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程	【資料 4-4-7】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針	
【資料 5-1-9】	学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程	【資料 4-4-14】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人塚本学院研究行動規範	【資料 4-4-15】と同じ
【資料 5-1-11】	学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程	【資料 4-4-16】と同じ
【資料 5-1-12】	学校法人塚本学院内部監査規程	【資料 4-4-17】と同じ
【資料 5-1-13】	学校法人塚本学院例規集 21 号	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-14】	学校法人塚本学院情報公開規程	
【資料 5-1-15】	人権推進委員会規程	
【資料 5-1-16】	大阪芸術大学短期大学部人権教育推進委員会規程	【資料 2-4-2】と同じ
【資料 5-1-17】	人権研修実施資料 令和 4 年度	【資料 4-3-6】と同じ
【資料 5-1-18】	ハラスメント防止リーフレット	
【資料 5-1-19】	大阪芸術大学短期大学部消防計画 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 5-1-20】	避難訓練の実施状況 大阪学舎、伊丹学舎	
【資料 5-1-21】	衛生委員会規程	
【資料 5-1-22】	令和 4 年度 衛生委員会開催実績	
【資料 5-1-23】	ストレスチェック実施規程	
【資料 5-1-24】	教職員の健康診断・ストレスチェック受診状況	
【資料 5-1-25】	学校法人塚本学院危機管理ガイドライン	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	常務会内規	
【資料 5-2-3】	学校法人塚本学院役員・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	令和 4 年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-2】	常務会規程	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-3】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-4】	令和 4 年度 各種委員会委員一覧	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 5-3-5】	令和 4 年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	監事による業務監査実施一覧	
【資料 5-3-7】	監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人塚本学院内部監査規程	【資料 4-4-17】と同じ

5-4. 財務基盤と収支

【資料 5-4-1】	大阪芸術大学グループビジョン 2025	
【資料 5-4-2】	計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	【データ編表 5-2】と同じ
【資料 5-4-4】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	【データ編表 5-3】と同じ
【資料 5-4-5】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	【データ編表 5-4】と同じ
【資料 5-4-6】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	【データ編表 5-5】と同じ
【資料 5-4-7】	令和 4 年度 財産目録	
【資料 5-4-8】	大阪芸術大学短期大学部教育職員定年規程	
【資料 5-4-9】	財務書類等の公開：短期大学部ウェブサイト	

5-5. 会計

【資料 5-5-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人塚本学院経理規程	
【資料 5-5-3】	監査法人による会計検査の実施資料	
【資料 5-5-4】	令和 4 年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-5】	監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程	
【資料 6-1-2】	大阪芸術大学短期大学部内部質保証方針	
【資料 6-1-3】	大阪芸術大学短期大学部内部質保証委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	塚本学院自己点検・評価規程	
【資料 6-2-2】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-2-3】	大阪芸術大学短期大学部の自己点検・評価項目	
【資料 6-2-4】	評価報告書の公開：短期大学部ウェブサイト	
【資料 6-2-5】	学校法人塚本学院 IR 推進に関する規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大阪芸術大学短期大学部内部質保証方針	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-3-2】	大阪芸術大学短期大学部内部質保証委員会規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-3-3】	平成 28 年度短期大学機関別認証評価 評価報告書	

基準 A. 社会貢献と社会への研究成果の発信

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学の特色を活かした社会貢献と地域連携		
【資料 A-1-1】	トライやる・ウィーク実施内容	
【資料 A-1-2】	キッズワールド・こども縁日「大学祭パンフレット」	
【資料 A-1-3】	近隣幼稚園、保育所運動会実施内容	

【資料 A-1-4】	放送コンテスト阪神地区予選実施内容	
【資料 A-1-5】	宝塚市花のみちアートフラッグチラシ	
A-2. 研究成果（卒業作品）の社会への発信		
【資料 A-2-1】	げいたんグラフィックデザイン展チラシ	
【資料 A-2-2】	卒業制作展作品集	
【資料 A-2-3】	プロトス-PROTOS-	
【資料 A-2-4】	げいたんランドチラシ	
【資料 A-2-5】	学外公演チラシ、パンフレット	
【資料 A-2-6】	学内公演チラシ、パンフレット	
【資料 A-2-7】	Tan Tan	
【資料 A-2-8】	高円宮殿下記念 根付コンペティション記念展チラシ	
【資料 A-2-9】	日韓交流作品展	
【資料 A-2-10】	日中交流作品展	
【資料 A-2-11】	学生作品オークションチラシ	
【資料 A-2-12】	卒業制作 2023 選抜展チラシ、優秀作品集	
【資料 A-2-13】	大阪芸術大学プロムナードコンサート 2022 チラシ	
【資料 A-2-14】	大阪芸術大学クリスマス・ポップスコンサート 2022 チラシ	
【資料 A-2-15】	大阪芸術大学 声優学概論チラシ、パンフレット	

特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1. 保育学科のルーツ 戦後初の画期的な移動幼稚園「青い鳥幼稚園」		
【資料特-1-1】	大阪芸術大学短期大学部のルーツ「大阪芸術大学短期大学部 保育学科 入学案内 2024」P3	
2. 国語力の育成「書評・映画レビュー大賞」		
【資料特-1-2】	短評「書評・映画レビュー大賞」作品集	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。